

平成29年12月11日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)

出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 碓 勝征 5番 漆原 悦子 6番 井上 正宣 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 原田 希 10番 寺崎 太彦
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 森 悟 教育長職務代理者 時 津 昌 昭 会 計 管 理 者 岡 義 行 総 務 課 長 江 崎 文 男 まち・ひと・しごと創生課 北 村 玲 財 政 課 長 高 島 浩 介 建 設 課 長 三 好 浩 之 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 清 人 住 民 課 長 福 島 敬 彦 健 康 福 祉 課 長 河 上 昌 弘 税 務 課 長 坂 井 忠 明 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 生 涯 学 習 課 長 矢 動 丸 栄 二 文 化 課 長 中 島 洋
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次 議 会 事 務 局 主 査 江 崎 智 恵

議事日程 平成29年12月11日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第4回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	2番 吉田 豊	1. 老人福祉 2. 町道整備 3. 上峰町振興対策 4. 町長施政方針に対する課長の取り組み（総務課）
2	1番 向井 正	1. 健康対策について 2. 空き家対策について 3. 鎮西山の活用について 4. 英語検定について
3	8番 大川隆城	1. 町制施行30周年にむけて 2. 国保広域化の進捗状況は 3. 部活の外部指導者要請の必要性とその対策は 4. いじめ、自殺防止対策について 5. 部下による管理職の評価システム導入はどうか
4	3番 田中静雄	1. 勉強できる環境づくり 2. 学校給食無料化について 3. 総合戦略「しごと」づくり

午前9時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、2番吉田豊君よりお願いいたします。

○2番（吉田 豊君）

皆さんおはようございます。2番吉田です。

それでは、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1番目に老人福祉として、その1、敬老祝金に変る町の施策についてということでお尋ねをしたいと思います。

敬老祝金に変る町の施策については、9月定例議会において長寿祝い金は慈善的な色合いが強く、生活を補填するための給付ではないというように認識しているという課長から一蹴されたところであります。ならば、それにかわる施策を打ち出すようにということで質問を終えていましたが、どのような施策をいつから施行するのか、どう考えているか、お答えをいただきたいと思います。

次に、健康な老人育成対策はということでお尋ねをしたいと思います。

子育て支援の一環として住民課に対して保育料のさらなる減免をということで過去の定例議会において重ねて何回も要求してきたことは皆さん御案内のとおりであります。健康福祉課長も記憶に残っていることと思いますが、昨今、国のほうで教育の無料化とあわせて、幼保教育においても無償化にするという報道がなされております。国の要求、すなわち住民の要求に対して速やかに対応されないから手おくれの形となってしまったように思います。

少し過去にさかのぼって上峰町を見てみますと、昭和43年、碓地区と坊所新村地区において団体営圃場整備事業が計画されました。そして、碓地区においては、見事に事業の完成を見ました。そして、これを契機に昭和46年、県営圃場整備事業が計画され、昭和47年から第2次農業構造改善事業が実施の運びとなりました。これも当時の首長、第25代村長が石炭から石油にかわるエネルギー革命の後は農業革命がやってくるという先見の明で私たち職員に檄を飛ばされました。県内町村担当者会議で事業の説明がなされたのを契機に事業の必要性について部落説明会を毎夜開催したものでした。夜8時から説明会を開き、10時ごろ終わって、帰庁してから議事録を作成し、帰るのはほとんど毎晩12時から午後1時、時には朝5時までかかることもありました。これら2つの事業の成果を見た。見事に花開き、一時は全国から視察に来町されました。当時から職員であられた今の課長さんたちは記憶にあられると思います。当時の農業は耕運機からトラクターへ、刈り取りは手刈り、バインダーからコンバインへ、乾燥は平置きからテンパリング乾燥機へ、テンパリング乾燥機を導入すると、倉庫も必要となり、小さな規模の農家でも少なくとも20,000千円以上の設備投資が必要でした。そして、上峰町の施政は農工併進、要するに農業の機械化によってできる余剰労働力を会社に向けて農家所得を向上させ、一時は数年間、県内一の町民所得を確立させたものであります。

少し道を外れたようですが、今の国政、町政は、私に言わせてもらうならば、全て対処法

にすぎない。どうすればそうならないか、そうするためにはどうすればよいのかです。私は予防だと思います。40歳まではほとんどの人が体力の衰えはないと思うのですが、その体力を60代、70代、80代と維持していくためにはどう町民を導くのか、スポーツジム等での筋トレを勧めるのがよいのではないかと思うのです。そのためには、資金的な援助、すなわち補助金を使うことだと思います。補助金はきどう奨励のために援助することだと私は思っています。施設を設置するには相当な高額予算を必要としますが、幸いにも町内施設のイオンとトライアルの2つにスポーツジムが設置されています。安価でジムに通い、20年後、30年後を見据えた施策を打ち出す必要があると確信します。そうすることにより健康な老人がふえ、老人医療費、介護費用も結果的に縮減されるものだと思います。健康福祉課長、実態を調査してどのくらいの支援をすればジムなどで健康づくりをしたいと思っている人が町内におられるか、実態調査ぐらいはできるとは思いますが、いかがでしょうか。

10月18日のあったか地域サポート事業での福祉づくり、上峰町の取り組みで講演がなされましたが、そこでも私は同様の質問をしました。40代からの健康づくりが大切だということでは意見は一致したと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、町道整備ですが、資料によりますと、設計額に対する入札率は平均84.85%で、落札価格に対する一部下請は40%から50%ぐらいとなっております。29年度の4番の工事、この差額を見ますと、印鑑代で元請業者が下請に出している利益をうるのが6,938,800円となります。大型ゼネコンではあるまいし、ひど過ぎると思うが、課長、どう思ひますか。これについてお答えをいただきたいと思ひます。

次に、(2)といたしまして町道西峰東西3・4号線の進捗ということでお尋ねをしております。

3号線については、説明会には樹木の伐採を行うと地権者の方との協議がなされ、合意していると聞いておりますが、間違いはないか。だとすると、部落説明会はいつごろ予定をしているか、また用地買収はいつごろから予定しているか、お尋ねします。

4号線についてですが、残り1名の方の相続が進まないということだったので、現状はどうでしょうか。そこを残して舗装することはできないものかというふうにお尋ねをいたします。

続きまして、3番目の上峰町振興対策ということでお尋ねをします。

まず、1番目に人口減少防止対策としてどのように、創生室長、考えていただけるのか、お尋ねをしていきます。

人口減少防止対策、10月24日から26日にかけて、総務委員会で研修視察を行いました。北海道の南幌町というところへ行きました。行政面積81平方キロ、人口7,700人で、平たん部の農業中心の上峰町に似た町だったと思ひます。一見人通りも少なく、寂しい感じの町だなという第一印象でありましたが、説明を受けてびっくりしました。農道にはベンツがとまっ

ていますよという説明がありましたが、実際に通った道筋にはベンツが置いてある農道は確認できませんでしたが、当南幌町は札幌市への近距離でもあり、道の宅地供給や町の宅地供給が積極的に行われ、子育て世代の方が土地を購入し、家を建てる場合、最大で2,000千円の助成をするなどして人口流入を図っておられます。当町でも今のままだと2025年には人口推計ではかなりの人口減少が見込まれております。何らかの手当てをなさないと、毎定例ごとに私は発言を繰り返していますが、一向に進んでおらない状況です。創生室長、どのようにして上峰をつくり上げるのか、お考えをいただきたいと思います。

それから、2番目といたしまして、道の駅の進捗状況ですが、先日、基本構想については一応の説明を受けたところでありますが、私もそのときいろいろと申し上げました。やるからには世間があつと驚くようなことをやらなければならない。例えば、国道34号線の切通交差点改良では、立体交差式でもどうだろうかというふうに思いますし、日本一高い大観覧車を設置することはどうかというふうに思います。人が集まるような手段をとり、人が集まれば人事交流が生まれ、経済も活性化すると思いますが、町長、いかがお考えでしょうか。

次に、3番目といたしまして執行部体制についてお尋ねをします。

現在の2階の町長室の隣は副町長室があります。ここまではいいと思いますが、町民の方々が町長に面会に来たとき、総務課だと思つと創生室が近くにあつて、総務課が次にある、どうなつているのかということをよくお尋ねになります。町長の次に副町長、2人とも不在となつたときの対応は誰がするのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

4番目といたしまして、町長施政方針に対する課長の取り組みということで、総務課長の分が1つあと追加で残つておりましたので、それについてお尋ねをします。

自主防災組織は全然できていないという、前9月定例議会でのお答えでございました。実は11月18日に熊本県の西原村へ行きました。土曜日の閉庁にもかかわらず、内田副村長が対応してくれました。そこで、強調されたのが住民のとにかく早い動きだつたということです。安否確認では隣保班の共助の連携と地元消防団により数時間で安否の確認ができたそうです。

次に、道路などの復興ですが、町は幹線道路をやってくれる、各集落内の道路は我々でやるという地域住民の立ち上がりがかつたそうでもあります。

それから、炊き出しですが、もともと小さな田舎村で日ごろから共助の精神が強く、横並びができていたからと思われませんが、それぞれの倒壊した家の中から冷蔵庫の中身を持ち寄り、米は保有米がいっぱいどこの農家でもありますので、それを持ち寄つて自力で自炊をして、体を寄り添いながら頑張られたそうでもあります。しかし、そういう村でも新興住宅地もあつたそうですが、そこは共助の精神が根づいておらず、町が設置する避難所へ皆さんが来られたそうです。

上峰町もよく似たものだと思います。もともと1次産業中心の田舎町ですから、しかし、現実はどうか。私の住む上坊所地区でもいろんな職業の方が住んでおられます。地区の景観

と水路の整備を行うため、年2回の区役を行います。区の総会の折に区役を欠席すると1千円の出不足金を徴収すると区長が発言したら、区役は憲法違反だという声が上がりました。しかし、今日の地域の景観と大雨時の防災対策上必要なことだから、上坊所区としては今後も続けると言って、もしそれが不満なら上坊所区から他のところへ転居するように説得したこともありました。

このようなことから、私の提案ですが、自分の健康は自分で守るという言葉があります。これと同じように、地域は地域で守るという合い言葉を推奨し、地域の道路や水路を各地区に管理を委託して、そして、よいところを毎年表彰し、金一封を送り、反省会をしてもらう、こういう提案をいたしますので、ぜひ検討してください。

西原村の内田副村長さんも言われてました。共同作業の後はやっぱり酒ですね、これが地域の共助の柱ではということでした。ぜひ検討をしてください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、老人福祉、質問要旨1、敬老祝金に変わる町の施策について、執行部より答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。吉田議員の質問事項1、老人福祉、要旨1、敬老祝金に変わる町の施策についてに関して答弁をいたします。

敬老祝い金自体は以後も縮小することなく維持できるよう努力したいということで従来より御説明を差し上げてまいりました。恐らくは低所得、あるいは経済的事情によりサービスを受けることをちゅうちょされている層に関してのアプローチかと、それに関して言及されているんじゃないかというふうに御推察いたしますが、個別具体的なことではなく、最大公約数的なサービスの構築に関して御説明を差し上げたいというふうに思います。

御提案の中身におかれましては、介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業というものがございます。その中で、多様なサービスという種類のものがございまして、その位置づけの中に、訪問型サービスBという類型がございまして、私どもでは、これを活用してはどうかという形で現在検討しております。実施する主体も住民主体の参加型で行うサービスもあり、行う内容も布団干しや簡単な掃除、買い物代行や調理、ごみ出し、電球の交換など、あと代筆、そういった簡単な軽微な生活援助等が主体となってくるようなサービス体系になります。

費用負担は実施主体が設定していくこととなりますけれども、実費負担のみ、あるいは低額な負担といったケースが多いように聞いております。ただし、住民主体のサービスですので、これからの構築が必要にはなりますが、既存でありますシルバー人材センターというような組織を活用したり、あるいは当初民間の団体が主導して組織を形成するなどの方法もあ

ります。こういった方法を模索しながら、なるべく早い段階で形をつくればと思っております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

今、健康福祉課長からお答えをいただいたんですが、一定の所得がある方については、今、課長が言われたとおりでいいと思うんですが、私の考えですが、子育て支援同様、少子・高齢化社会が目前にある現実から目を離すことは絶対に許されるものではないと思います。

では、お尋ねしますが、国民年金加入者が40年加入と、これは抽出ですけど、40年加入と20年加入の場合、それぞれ月々もらう年金は65歳で月幾らぐらいになるか、お答えをいただきたいと思います。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

ただいま年金の受給額の件でお問い合わせをいただいたんですけども、大体40年で大体800千円程度というふうに認識しております。20年の場合はちょっと具体的な計算ができてはいないですけども、単純に半分以下というような形になるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

40年で800千円ぐらい、20年で半分以下になるという仮定ですけども、800千円を12カ月で割ると70千円ちょっと弱ですよ、60千円幾らなんですよ。

先日の新聞を見ておりましたら、生活保護費の基準では65歳の高齢者単身世帯で月80千円なんです。憲法で保障された国民の最低生活保障以下で生活をなささいという今の年金制度に対してどう思われますか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

年金制度についてどう思われるかという御指摘ですけども、先ほど言われたように、確かに生活保護制度における受給額と年金保険制度における受給額に乖離があるということに関しましては、世間でも問題になっているというふうに認識をしております。その乖離の部分に関してどうかというふうに思っておりますけれども、年金保険というのは基本的に掛けた分に関して賦課方式になっているわけございまして、それに関して一定の年齢に到達した後に給付がなされるというような仕組みになっているところでございます。生活保護と基本的に考え方、あるいは制度設計というものが若干違うということもございまして、片方は賦課による積み立て方式、それともう一つは一番最低限度のセーフティーネットというような考え方ではございます。その2つの制度に関してありますけれども、年金制度に対してその乖離がある分についてどうかと言われると、私の個人的な感想としては、ちょっと今申し述べる立場にはございませんので、そのあたりにつきましてはお察しいただきたい

というふうに思っております。

○2番（吉田 豊君）

国の制度に対していろいろ申すべき立場でないということなのですが、町民の高齢者の生活を守る立場の健康福祉課長だと私は思います。

じゃですね、生活保護以下の生活をしている現状をあなたとしては把握できていますでしょうか。何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

生活保護世帯につきましては、行政報告のほうにも今回載せているところではございますけれども、29年10月末で30世帯37名というふうに生活保護世帯はなっております。年金受給者につきましては、今手元には私、資料を持ってございませんので、ちょっと今現段階では承知していないという御回答になるかと、ならざるを得ません。申しわけございません。

○2番（吉田 豊君）

年金生活者については、資料を持ち合わせていないということなのですが、私が言いたいのは、国民年金の単身世帯で生活されておられる町民のお年寄りがどういう生活をしているかという実態調査ぐらいはあなたはする義務があると思うんですよ、主幹課長としてね。そして、その実態を踏まえた上で、非常に厳しい生活困窮者がこれだけおられるから、その人たちをどう扶助していくのか、それぐらいは主幹課長として私はやらしてもらわなければならないというふうに思うんです。まず実態調査から始めてもらったかどうかというふうに思いますが、その気力はあられるでしょうか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

実態調査と申しましょうか、各高齢者の方の御自宅に訪問したり、あるいは個々にお話をさせていただいたりとか、そういう機会は常々行っておりますので、そういった方たちのお話を伺ったり、御自宅に伺ったときの生活ぶり、暮らしぶり、こういったものを直接御自宅でお伺いしたりと、こういったケースは多々ございます。ですので、そういった面に関すれば、そういった作業はやっておるといって御認識いただければというふうに思っております。

○2番（吉田 豊君）

実態調査はしておりますよということなのですが、じゃそれに基づいて非常に生活困窮者は何世帯、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

私どものほうで御自宅にお伺いしたり、あるいは面談をさせていただいたり、する方に関してはそういう形ができております。あるいは問題の処遇困難ケースとして上がってきたような方、こういった方たちについては、そういった手当てでお話を伺ったり、生活ぶりを確認したりというようなことはできますけれども、言われている生活困窮者とされているよ

うな定義が果たして絶対的困窮者と言われている方、あるいは相対的困窮者と言われている方と2つあると思いますけれども、相対的困窮者については調べようがないというのが多分現状かというふうに思います。絶対的困窮者につきましても、現状におきましては生活保護世帯数というのが一番目安にあるんじゃないかというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

絶対的困窮者については調査不能というふうなことで、生活保護がそうじゃないかということですが、先ほど私が明らかにしたように、生活保護以下の年金生活者ですよ。その方々がかなりおられるんですね。この質問を取り上げたのは、民生委員からの相談なんです。もう少し町内の生活実態についてやっぱり調査すべきだと私は思うんですが、今後調査していただけますでしょうか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

調査ということでございますけれども、あくまでも生活困窮者の方というのは申し入れ、あるいは相談、こういった手段によって私ども把握しているところでございます。大々的に何か調査をするということは現在のところは考えておりませんが、少なくともそういった生活困窮者の方が相談しやすい、あるいは私どもに対して相談しやすいような風通しのいい環境、民生委員も含めてですけど、そういった形で体制を構築していきたいというふうに考えております。

また、民生委員さんのほうからも、いろいろ私のほうでいろいろ声を聞くような形を今後とりたいというふうには考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○2番（吉田 豊君）

今、課長からお答えをいただいたんですが、ちょっと情けないですね。もう少し主幹課長として積極的な行動を起こしてもらわんと、町民、大変あれですよ。公平で風通しのよい何とかというふうに表現されますけど、まず最低生活を維持されるぐらいの町政施策を打ち出していかんと、孤独死という表現が適当ではないと思いますが、幸い上峰町においてそういう問題が出ていませんけど、今後そういうものも出てくるんじゃないかというふうに私は心配しますので、調査の方法はいろいろあると思うんです、考え方によってね。やはり生活に困ってある老人がどの程度町内にいるのかという実態ぐらいは主幹課長として私は数字的につかむ必要があると思うんですが、それについていかがでしょうか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

数字をつかんでおくべきという御意見でございますけれども、民生委員さんあたりから私どものほうでもそういった背景がおられる方に関しては聞き取りを行いたいと、このように考えております。

また、佐賀県のほうにおきましても、生活自立支援センターというものがございます。こゝは生活困窮者への支援制度という形でございます、そこで生活、就労、家計管理、こういったものの相談や生活支援によりてこゝ入れを行う必要がある方、こういった形の方を相談する窓口もございますので、そこでの相談数とか、そういったものは集約できるかというふうに思っておりますので、そういったことで傾向をある程度つかむことは可能かというふうに考えているところでございます。ただ、生活困窮者としての定義づけ、こゝをちょっとどうするかというのは一つ課題がございますので、こゝにつきましてはちょっと研究をさせていただきたいというような考えを持っております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

民生委員さんからの聞き取りとかなんとかすれば数はつかめるということなんですが、その答えの中で生活自立支援センターも県のほうにはあるということなんですが、そこまで行けないような人がいらっしゃるんじゃないですか。先ほどから言うように、次の2番の項目と関連してきますけど、体が自由に動くような人たちはさほど問題ないと思う。介護保険を適用するような、介護保険を必要とされるような御老人たちが一番生活に困っておられるんじゃないかと私は想像するんですね。だから、そういう人たちに対する温かい支援の手を伸べるための数字をつかみなさいということを行っている、私はそういうつもりで言っているんですが、次の議会でも引き続きこの件については質問していきますので、まずどういう生活困窮者がいるのかという実態ぐらいはつかんどいてください。以上でこの質問は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、健康な老人育成対策はについて答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

吉田議員の質問事項1、老人福祉、要旨2、健康な老人育成対策はに関して答弁いたします。

当町といたしましては、高齢者向けの運動を中心とした施策内容は病院退院時から日常生活になじませるサービスから一定の負荷を身体にかけながら有酸素運動をするような体づくりのサービスまで身体の程度に応じたサービスを実施しておりますが、より重層的な仕組みを取り入れ、再編を試みたい旨、御説明を申し上げてきたところです。とりわけ、若年期に運動習慣を身につけ、健康意識を高めておけば、高齢期になっても身体機能の維持をしやすく、ひいては医療保険、介護保険の給付軽減や健康寿命延伸にもつながっていくものと考えております。

こういったことから、現在の高齢者につきましては、既存の事業を重層的に再編、サービ

スを再構築し、現在の若年者、将来の高齢者ですけれども、につきましては栄養や運動を意識するための動機づけのための事業を導入するなど、若年層から高齢層までの同一のベクトルを向いた展開を考えております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

先ほどの課長の答弁では、なかなか具体的な動きが取り組みにくいというふうに私は考えるんですが、私が先ほど提案したようなことはやっぱり考えられないということを前提に今のお答えなんでしょうか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

具体的にどういう施策を展開するかというような御趣旨かというふうにお見受けいたします。

現役世代から健康づくりを推進していくべきだというふうには考えております。これには国民健康保険や介護保険の制度を両にらみで推進していく必要が肝要かというふうに考えております。特に若年層の施策としましては、国保制度を活用したいというふうに考えております。既に施策が予防重視にシフトしておりますので、生活習慣病予防対策としてメタボリックシンドローム該当者や糖尿病有病者の増加数を抑制いたしまして、データ分析に基づく医療機関と連携した糖尿病性腎症の重症化予防、脳卒中、心筋梗塞の予防などの取り組みをさらに強化していく必要があると考えております。これに優位性を持たせるために、検診の受診率を上げる必要があります。受診率向上のためにインセンティブといたしまして、町内で営業していますフィットネスクラブとの連携を現在模索をしているという状況でございます。

なお、今議会の国保特会の補正でも取っかかりといたしまして、栄養面での評価を先行して掲げておりますけれども、日本高血圧学会などが推奨いたします減塩食品などと引きかえできるクーポン券を検診受診者に対して交付いたしまして、検診受診率の増加と保険者努力支援制度の体制構築を先駆けて今回構築し、運動面につきましては、次年度実効性を持たせていきたいと、このように考えております。

また、高齢者の場合は、虚弱の状態、いわゆるフレイルという状態に至る前に適切な介入や支援が必要となりますので、現役世代から高齢期に差しかかる際に、加齢に伴う変化、例えば、食欲の低下、活動量の減少、筋力低下、この変化に気づけるような体制づくりが必要かというふうに考えております。言うなれば、ライフステージに合わせてメタボ対策からフレイル対応に円滑に移行できるような事業体系が望ましいと、こういうふうに考えております。また、状態が改善した高齢者や比較のお元気な高齢者が支える側に回る仕組みも必要になってきます。こういった仕組みを構築するために、国保制度、介護制度の両にらみで横断的な対応を図る必要があります。現在、介護面におきます内容においても再編を試み、優位性の

あるものに組み立てるといような形で今現在動いているところです。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

それでは、質問のところでは実態調査ぐらいはできるんじゃないですかということをお尋ねしておいたんですが、それについてお答えができていませんので、それについてはいかがでしょうか。

それと、何かまた新しい言葉でフレイルの状態とかいう新しい言葉を耳にしたんですが、じゃ、どういう健康を害しておられる、病気の方が何歳でどういうふうな病気を理解しておられる老人がいらっしゃるか、65歳からですかね、60歳からですか、それぐらいの数字はつかんでおられるんですか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

一応の疾患の原因とか上峰町の傾向とか、そういったものは各種計画等に基づいて、一応の把握はしているところでございます。ただし、今現在どうかと問われますと、ちょっと私も今うろ覚えでございまして、正確には覚えておりませんが、若年層とかにおきましては、今、虚血性心疾患、脳血管疾患、あと糖尿病性腎症、こういったものを予防として取り組める、くみしやすい疾患というふうに認識しております。

介護認定におけます65歳以上においてどういう疾病がということですがけれども、これちょっと順位とかシェアはちょっとうろ覚えでございましてけれども、廃用性症候群、あるいは認知症といったものも最近ではふえてきているところではございます。あとは骨折、こういったものもそうでしょうし、外傷的なものもありますし、あと内疾患的なもの、例えば心疾患、あるいは先ほど申し上げた糖尿病性腎症とかがひどくなりますと、今度は透析とかが必要になってまいりますので、延長線上にはそういった疾患も控えておりますので、そのような疾患や外傷性のもの、こういったものが主に考えられるんじゃないかというようなところでございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

質問要旨の説明のところでは、20年後、30年後を見据えた施策を打ち出すということで、ジム等に補助金が出れば、健康維持のためにジムにも通いたいという、どの程度の人がおられるかぐらいの調査はできるんじゃないですかということをお尋ねをしておりますが、それについては考えられないということなんでしょうか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

ジム等につきましては、先ほど御説明申し上げましたが、これちょっと検討段階で、次年度から上げればというふうに思っているところではあるんですけれども、町内のフィットネスクラブと連携していくために、これも検診受診率の向上と絡めましたところで、受診さ

れた方に対してクーポン券を交付いたしまして、そのクーポンで運動ができるような形を、そのクーポンをどの程度にするかというのは今後の話になってきますけれども、そういった形で運動のほうに誘導していくというようなことは考えております。

それをアンケートという形でお考えのようではございますけれども、当面は受診率を上げるためにしますので、検診対象者、検診を受診された方、この方々たちにあまねく配付しようというふうに思っております。そこで運動の習慣がつけば、一番いいことだと思います。また、新たに出てこれた方に対しても新規で受診された方、そういった方に対してもそういうクーポンを出してはどうかというようなことで考えております。それは次年度あわせてやる対策にはなるんですけれども、今年度は先駆けて運動よりも一つ手前で栄養面の評価という形で今回の補正に盛り込んでいるところでございます。これは減塩対象食品とかを、こちらにもクーポンで引きかえができるような形で、まずは栄養面で意識づけをさせる、ですので、ことし栄養を取り組ませていただいて、来年度は運動をそれに加えていくと。ですので、今回栄養をして、来年が栄養プラス運動という形で、両面での評価しながら、以降継続をさせていただくような形で、次年度はちょっと感触をつかむような形にはなるかと思っております。それで、保険者努力支援制度におけます交付金を確保する形で私どものほうもそういう形で戦略を練っていくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項2、町道整備、質問要旨1、町道維持補修の現状はについて、執行部より答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、吉田議員の質問事項2、町道整備、要旨1、町道維持補修の現状はという質問に関して答弁いたします。

お手元の資料に基づき、吉田議員の先ほどの質問の要旨といたしますか、趣旨としましては下請率と申しますか、その割合、金額に関してどう思うかとの御質問かと感じております。

下請負制度に関しましては、建設業法的に認められているものであり、そのあり方については国交省によりガイドラインが示されております。その中で、金額的な部分については触れておられず、工事施工に関して主体的な役割を果たすことが必然ということで定められており、町の工事に関しましては、一部下請承認申請書を提出していただき、その中に下請の金額等を記載されたものがお手元の資料の中に記載している金額となります。

実際業者間での支払い等に関しましては、うちのほうは関与しておりませんので、その金額はあくまでも申請書が出された金額ということで御理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○2番（吉田 豊君）

下請に対しては関与しないということですが、この資料を単純に計算してみると、28年度だけでも元請から下請におろされたところでの金額の差が14,525千円あるわけですね。全体的に見ると、約、元請が下請に出した、表現は悪いですけど、ピンはねが半分ピンはねなんですよ。それでいいのかということをお聞きしたいわけですね。だから、考えられることは、舗装をする業者に対して下請はだめだと、直接受けたところが直接工事しなさいというぐらいはせんと、徹底した下請いじめじゃないですか。いつかの新聞報道によると、佐賀県はないというふうな報道もされてましたが、この数字を見ると、全く下請でしょう、半額で下請ですよ。元請が余りにも印鑑代で取り過ぎじゃないですか。だから、私が申し上げたいのは、最初から舗装のリースでもいいですけど、元請、入札して、受けたところの企業は自分のところで舗装までやりなさいということぐらいの義務づけはしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（三好浩之君）

今、吉田議員のほうから舗装に関しては元請業者でしなさいというような指導をしてはどうかというふうな質問の趣旨かと思えますけれども、まず今現在、うちのほうが町の工事を発注する舗装工事に関しましては、町内業者さんを優先的に選定しているのが実情でございます。町内業者さんにありましては舗装の資格を持っておられるA級、C級とございますけれども、金額に応じて区分がございます。

今、議員御指摘のとおり、町内業者さんでやりなさいというところを指導したとしても、まず機械がないと、リースをやるという話もございますけれども、下請の制度そのものが認められているものであり、そこに関してうちのほうが指示をすとか、そういったところはできないものかと思えます。

あと、金額的な部分での10,000千円程度がピンはねという形での御指摘だと思いますけれども、元請さんがピンはねとかという話ではなくて、下請さんとの協議の中でその金額が定まっているものと私は思っております。だから、そこは両者協議の中で納得された金額だと思いますので、そこに関してはうちのほうから何か指導すとか、そういったことはないかと思っております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

地元業者を育成するということは大変重要な、必要なことだと、それは私も理解します。ただ、私の日ごろ通る日常の生活の中でも下請に出されている舗装工事現場も数回と通っておりますが、もうほとんど丸投げの状態なんですよ、舗装については。一部下請との認識の差ということで、担当職員の方にお尋ねしたら、いや、現場責任者を業者のほう、元請業者から出せば、それは一部下請にしかありませんという、それは下請の見解の相違だと思う

んですが、じゃ現場日誌持ってきなさいということで見せてもらったところ、ほとんど現場監理していないような状況なんですよね。第一、舗装は短期間ですから、現場事務所もつくってないわけです。心がけて現場を通ってみても、1工期内に、たまたま私が毎日に行っていないのでわかりませんが、元請業者の車すら見らなかった現場もあります。そういうことを考えると、半分近くの金額で下請されているようですから、リースされても元請業者さんは利益は私は出ると、これは想像ですからわかりませんが、じゃないかなというふうに考えるんですよね。だから、機械を持っていないからじゃなくて、機械をリースしてでもすることによって地元業者さんの育成に私はつながると思うんですよ。舗装事業も十分町内の業者でできるという、地元業者の育成につながるような施策をしていただけるような工事の発注の仕方が私は好ましいんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（三好浩之君）

ただいまの吉田議員の質問の中で、町内業者を育成するような発注の方法ということで、今の状況と違うような発注の方法が考えられないかということだと思いますけれども、まず、発注の方法に関しましては、今現在、町内業者を育成するという大前提のもとに優先的に発注を行っております。

育成するという意味合いで、県の等級審査というのがございますけれども、その中で経営事項審査というのがございます。その中に請負額、年間の受注金額というのを記載する欄がございます。そこには実際自分がどの工事を幾らで請け負ったかというのを記載するようになるんですけれども、実際請負を元請でやらないと、そこに金額が入らないと。その金額に応じて等級区分が決まるというような仕組みになっているかと思えます。そういったことを考えると、等級を上げていくのが育成かと言われると、ちょっとそこはどうかと思うところあるんですけれども、基本的に等級を上げることによって会社の格といいますか、質が上がると、そういう部分に立つと元請として工事を受注させる機会をとったほうが一番いいのではないかと考えます。

現場にいないと、今現在、どこの現場でもそうですけれども、現場事務所を持ち込むような工事というのはほとんど、どこの県の工事でも見受けられません。一時期と変わってきているというのが、そういう状況かと思えます。

あと、現場に関しまして、下請のガイドラインというのがございますけれども、まず技術者が施工計画書の作成、工程の管理、出来高品質の管理、あと完成検査、安全管理、下請業者への指導、監査など、そういったものを主体的に現場代理人が行うと、元請業者の代理人が行うということで丸投げではないと、一括下請ではないという認識に立つということで国交省のほうから示されております。

以上で答弁とさせていただきます。

○2番（吉田 豊君）

国交省の指導もあっておるといふうなことで最終的には答弁がなされたわけですが、できるだけ元請業者が最後までやるような施策を今後続けて考えていただきたいなというふうに思っておりますので、申し添えて、あとこの項について、以前からほかの同僚議員からもあっておりましたが、下坊所の東西線、これが非常に私は緊急性があると思うんですが、ことしの工事状況を見てみても、何か全然進んでなくて、地元の区長さんはもう地権者にも全て話を持っていかれたような話も聞くんですよ。だから、生活道路をまず、前回も申しあげましたが、生活道路を優先的に施工していただくと、住民の利益にもつながるんじゃないかというふうに思いますので、できるだけ生活道路を優先的に改良工事をしていってほしいということをお願いを申し上げて終わりますが、最後に下坊所東西線の今後の予定、現状の状況と今度の予定について答弁をお願いします。

○建設課長（三好浩之君）

下坊所東西線の件に関しまして答弁申し上げたいと思います。

下坊所東西線の舗装状態については、粗悪のところが結構ございまして、議員御指摘のとおりでございます。そこに関しましては町道等維持補修等業務委託という中で、余りにもひどいところに関しまして舗装の補修を行っております。部分的な部分的補修でございます。

こちらに関しましては、ことし概略設計を既に終わっており、来年以降の社会資本整備交付金事業の中で取り上げていくこととしており、概算要求まで今済ませておる状態でございます。来年以降、予算のつきぐあいにもよりますけれども、実施設計等を行いながら、地元説明会を行い、その後、事業に入っていくような形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨 2、町道西峰東西 3・4 号線の進捗状況はについて、執行部より答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

吉田議員の質問事項 2、町道整備、要旨 2、町道西峰東西 3・4 号線の進捗状況はという質問に関して答弁いたします。

まず、西峰東西 3 号線でございますが、本年度の配分事業費により路線測量を発注し、既に終了しております。来年度の予算配分を受けて実施設計を行った後に地元説明会を開催していきたいと考えております。本年度、9 月議会の中で実施設計をということでお話をしておりましたけれども、予算の配分上、そこまで予算がつかせませんでしたので、ことしは路線測量といいまして、現地の現状の測量ですね、横断測量、縦断測量、現地測量までを終わらせております。

次に、西峰東西 4 号線でございますが、未買収でありました農地の地権者の方と協議が調いまして、用地買収までは至りませんでしたけれども、道路を舗装することについての了承は

いただいております。来年以降、施工方法を検討した中で舗装をするということで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（吉田 豊君）

3号線については概略設計が終わって、来年度実施設計の段階で地元説明会になるというふうなお答えであったというふうに認識しました。じゃ、工事は、直接本当の設計の後、工事までにどれぐらい期間的にかかるのか。

それと、4号線については舗装することについては了解をもらっておるということですが、お答えの中、来年度以降というのは来年度じゃなくて、来年度以降という言葉をよく使われていますが、来年度以降というのはいつを指すのでしょうか。

○建設課長（三好浩之君）

まず、西峰3号線の工事の時期はということでございますけれども、実施設計をいたしまして、その後、用地測量、地元説明会、用地買収という流れで事業は進んでいきます。この路線に関しましては、地元の同意書つきでの請願事項でもございますので、用地買収に入ってからさほど期間も要しないと思います。予算のつきぐあいなんですけれども、来年予算がつけば工事まですんなり入っていけるのかなというふうには考えております。

あと、4号線に関しましての来年以降という意味合いはということなんですけれども、今、来年度の舗装箇所等について計画を上げている段階でありまして、その後、上司のほうと協議をしながら決めていくということもございますので、できれば来年ということで考えております。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、上峰町振興対策、質問要旨1、人口減少防止対策（定住促進対策）はについて、執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、質問事項の3、上峰町振興対策について、質問の要旨1、人口減少防止対策（定住促進対策）はということで答弁をしたいと思います。

人口減少防止対策についてどのように考えているかということでの御質問でございました。このことにつきましては、まず、人口減少ということで申しますと、本町のような地方の町の場合、どうしても進学や就職の際に若い方が町外へ流出をすると、転出をされるというような現象が起きてまいります。したがって、対策の一つとしては、こうした人口の社会減を抑止することが必要であり、そのためには企業の誘致や創業の支援により就労の機会を創出することが重要と認識をしております。また、定年退職後、あるいはUターンとして都

市部から生活コストが安く、生活環境もよい地方への移住を希望される方も相当程度いらっしゃると思っております。そうした方々に本町を知ってもらい、そして行ってみたい、住んでみたいという魅力を感じてもらうことも重要と考えており、こうしたことから現在魅力発信拠点づくり事業やふるさと納税のPR等を通じまして、本町の魅力発信や認知度向上に向けた取り組みを進めております。

また、冒頭の吉田議員の御質疑の中で、他の自治体では住宅取得等に対して助成金を交付をしていると、このような話もございました。こうした助成金、奨励金の交付が実際に転入者が増加するなどの効果を出しているかどうか、また奨励金が転入の決定に対してどの程度の影響を与えるか等の点については、今後、調査、研究をしていきたいと思っております。

こうした検討もしながらではございますが、引き続き総合戦略に掲げた仕事づくり、また地域をつなぐための取り組みを推進することで人口減少の抑止を図っていききたいと考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

お答えいただいた内容については私も全く同感ですが、企業誘致が必要ということでお答えをいただきました。私も全くそのとおりでと思いますが、以前から創生室長はその企業、働く場所の提供ということで申されておりましたが、いまだに土地利用計画の発表がなされておりませんが、じゃ、いつぐらいから企業誘致をするためには、土地がなければ誘致できませんので、どの地域にどのくらいの規模で企業誘致用の工場団地を計画されていくのか、それをいつ発表されるのかについてお尋ねをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

吉田議員から御質疑がございました企業誘致ということでございます。企業誘致につきましては、総合戦略の中でバイオマスエネルギーの産業であるとか、あるいは農業関連の企業、こうしたものを中心に今さまざまな情報を収集をしながら誘致に努めている状況でございます。その中で、一つ課題としましては、議員がおっしゃるとおり、土地の問題があるかなというふうに思っております。つまり、現在分譲可能な工業団地というのがございませんし、また町有地、要するに町として提供できる工業用地というものもございません。そうしたことから、現在の取り組みとしては民有地の情報提供するなどしたマッチングという形になっております。

それで、今後、町として工業団地を造成する計画があるかどうかであるとか、あるいは土地利用計画を見直すということがあるかどうかということでございますけれども、このことについては企業が求める土地の大きさであるとか、あるいはもろもろの仕様がございまして、それも企業ごとによって違っておりますので、今、整備をしてもそれに本当にマッチするかどうかというのは実際にはなかなか現実には難しい部分もありますので、そこについては

ターゲットとする産業を少し見きわめながら十分検討して考える必要があるのかなと思っておりますので、現時点では今申し上げましたように、農業関連であるとか、あるいはバイオマス関連、こうしたものを中心に引き続き誘致活動に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

あと残りが少なくなってきましたので、この項については今から要望として申し上げますので、心におとどめいただきたいと思いますが、いろいろ言っちゃって、しょせん土地がなきゃどうもされんとですよ。だから、町の土地利用計画で北部のほうが工場関係という形で土地利用計画ができていますので、ポイントを落としてそれぐらいに、開発公社もあります、土地購入もできます。だから、それぐらいの動きのある、ちょっと行動を見せてくださいよ。聞きたんびにる説明いただきますが、説明いただける内容については私も納得しますが、それが全然具体化しないわけですね。だから、それを行動に起こすようお願いをして、次の項に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、道の駅進捗状況について、執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、私のほうからは要旨の2、道の駅進捗状況について答弁をいたしたいと思っております。

道の駅の整備につきましては、さきの議会で御報告をいたしましたように、9月に基本構想を策定をしたところでございます。現在はこの基本構想に基づきまして、今年度末を目途に基本計画を策定することとしておりまして、その中で施設の場所、規模や機能、整備や管理の手法、また資金の確保等について具体化を図っていきたいと考えております。

また、今回の整備につきましては、最終的に国土交通省における道の駅としての登録を目指しておりますので、道路管理者である国や県の担当部署との協議も並行して行っているところでございます。

それから、吉田議員のほうからはあっと驚くような施策が必要ではないかと、こういうこととございました。私どもとしましても、他の道の駅や他の店舗と差別化を図ることは必要であると認識をしております。こうしたことから、今年度の上半期に行いました商圈調査や、あるいは競合店等に関する調査、この調査結果などを分析をしながら、他の店舗等との差別化が図られるような施設の整備に取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上です。

○2番（吉田 豊君）

道の駅も、私も休みのとき時間があればあちらこちらの道の駅に出向いて買い物をして歩くほうなんですけど、やっぱりにぎわってるところとにぎわってないところ、2通り極端ですよ。だから、上峰町を見てみると、じゃ仮に道の駅ができて、そこに農産物含めた直売所等があって、全国とは言いませんが、隣県からでも来ていただけるような特産品があるのかと、ちょっと今のところ、私の頭の中では出てこないわけですね。じゃ、その集客手段として、先ほど申し上げたような、日本人が一番日本一というのに弱い言葉なんで、日本一高い観覧車をつくれれば各県からその観覧車に乗りに来て、そこの道の駅に寄って買い物をしていただく、これが経済の効果ということが出てくるというふうに思いますので、そういうびっくりするような、あっと驚くような発案をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私としましても、にぎわいがあって、特産品等が売れるような、そういった施設を目指していきたいと思ったり、日本一というのはなかなか、そういったものが打ち出せるかどうか分かりませんが、今現在、専門のコンサル、また施設の整備を見据えて、デザイン面の設計士、こうした専門家も入っていただきながら、しっかり差別化できて、そしてにぎわいが創出できるような施設整備について引き続き検討して、それからこの内容については、来年の3月末までに具体的な基本計画に落とし込んで報告をしたいというふうに思っております。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨3、執行部体制について（町長部局）について答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、質問事項の3、上峰町振興対策の要旨3です。町長部局の執行部体制についてということで答弁申し上げます。

平成27年6月定例議会におきまして上程いたしました上峰町課設置条例の一部を改正する条例により、企画課を分割し、財政課とまち・ひと・しごと創生室を設置しております。設置理由といたしましては、機能の充実を図るための町長直下の内部組織に従来の課を加え、室を設置するものというものでございます。

業務内容といたしましては、ふるさと納税を含みます地方創生に関する事項に加え、企画より重要施策の比較・調整に関する事項、土地利用対策に関する事項、広域行政に関する事項、統計調査に関する事項、広報広聴に関する事項等を企画のほうから室のほうに移行しております。また、総務課より情報関係に関する事項及び秘書業務に関する事項をもって業務内容としておるところでございます。

議員質疑の先ほどの件なんですけれども、現在におきましては、秘書業務が創生室のほうへ移行しておりますので、来客等が来られた場合につきましては、創生室のほうで対応をされ

ております。また、町長、副町長等の事業予定計画表等につきましても、創生室での同様という形になっております。

また、町長、副町長等の不在の場合につきましては、その業務内容に応じて関係課長が対応しているということでございます。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

町長にお尋ねをしておったんですが、総務課長からお答えをいただきましたので、じゃ、引き続き総務課長にお尋ねしますが、秘書役は総務課から創生室に移ったということなんですが、町長の職務代理する職員に関する規則の変更は要らないんですか。職務代理者は町長、副町長の次は総務課長になっていますよね。

○総務課長（江崎文男君）

その分については、変更はいたしておりません。

○2番（吉田 豊君）

いや、私は、だから、それは規則の変更が必要じゃないんですかと言っているんですよ。してませんじゃなくて、しなければいけないんじゃないんですかと言ってる。規則の変更は要らないんですか。

○議長（寺崎太彦君）

執行部、答弁をお願いします。

○総務課長（江崎文男君）

今現在、その規則の変更はいたしておりませんので、私としても規則の変更の必要はないと思っております。

○町長（武廣勇平君）

この点は、まち・ひと・しごと創生室をつくった際に、当時の総務課と創生室との協議があり、秘書の部分に関して、また庶務業務に関する事項等の部分についての協議がなされた上で今の形になったというふうに聞いております。

私も当初は総務課が一番副町長室の横に配置されるものというふうに理解しておりましたが、協議の上そのようになったということでございますので、現状御理解をいただきたいと思っておりますけれども、その秘書業務について、まち・ひと・しごと創生室に移ったからということで、総務課長が特別職の代務者と、特別職が例えば休職があった場合、あるいは出張等があった場合に総務課長が代務するということまで変更をかけなければいけないという認識は当時も今現在も持ち合わせておりません。ここについては、御指摘が今ありましたので、ちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、今、総務課も答弁ができないから少し答弁が遅くなったと思っておりますけれども、確認をさせていただきますが、今現在、私自身にそういう認識は持ってございません。

○2番（吉田 豊君）

わかったような、わからないような答弁で、ちょっと戸惑っているんですが、この町長の職務代理する職員に総務課長が一番に来ておるということは、町長の日程全ても含んで総務課長が把握しとかんば職務代理にはつながらんとするんですが、それでもいいということで解釈しなければいけないのでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

スケジュール管理をしているところでなければ、代務、代理者が務まらないということではないと思います。当然役所はそれぞれ餅は餅屋があって、各課連携しておりますが、総務課はまち・ひと・しごと創生室の所掌事務についても概括的に把握し、全体を総覧できる立場であるというふうに理解すれば、それは代務ができないということではないかと思いますが、これもちょっと確認をさせていただいた上で、後ほど議員のほうにお伝えさせていただきたいと思います。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項4、町長施政方針に対する課長の取り組み（総務課）、質問要旨、自主防災組織の設立について、今後どのように推進するのかについて、執行部より答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

質問事項の4、町長施政方針に対する課長の取り組みの自主防災組織の設立について、今後どのように推進するのかにつきまして答弁いたします。

自主防災組織につきましては、災害対策基本法において規定されております地域住民による任意の防災組織であります。本町におきましては、防災組織について町全域を1組織として結成をしております。先ほど議員の質問の中でありました、全然ないというわけではなく、本町におきましては全域を1組織として結成をしているところでございます。しかし、東日本大震災の教訓、課題を受けまして、行うべき防災対策の全般的な見直しはございます。その中で、自主防災組織の関連では、ハード、ソフトが一体となった減災や自助、共助等の明確化、さまざまな組織、機会等の防災教育、教訓、伝承、定着、訓練の推進、多様な主体、国、地方、民間事業者、ボランティア、自主組織の連携協働による社会の総合を掲げた対策強化などが見直しされていることとなります。

そういうことで、町につきましても、議員が申されましたように、自分たちの地域は自分たちで守るといった地域に根差した自主防災組織の立ち上げを誘発するため、防災ガイドマップの作成、町民だよりへの特集、また区長定例会等における防災士の方を呼んでの自主防災組織の必要性について研修会を開催しているところでございます。

議員からの提案でありました地区の区役等への補助金をもって防災組織等の推奨、またや表彰等をとということでございましたけれども、区役に対する補助金について、それに基づき

防災組織の組織づくりというものにつきましては、その補助金の事業内容について難しいものがあるかと思えます。ただ、この組織を立ち上げるために県等からの補助金等の要綱等もございますので、自主防災組織の設立につきましては、そちらのほうの補助金にかわっていくかと思っておるところでございます。

また、上坊所地区のお話にあったように、平成24年7月に上坊所地区につきましては、自主防災組織の設立の役員会を開かれております。その場において役場職員も派遣をし、その内容等について一緒に協議をし、今後、その防災組織の設立についてということで、第1回の役員会が開催された模様でございます。ただ、その後のいきさつにつきましては、情報等も入ってこないのが現状でございますし、実際上坊所地区でも自主防災組織が設立されたというようなことにはなっておりませんので、ただ、このような地区での話し合いが非常に今後も大事になるかと思えます。

私のほうからは以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

あと1分ですので、要望にとめておきますが、区役の補助金は無理ということなんですが、西原村の内田副村長さんの話もありましたように、やはり日ごろの地域の横の連携が非常に大事ですよということを強調されたわけですね。そのためには、私、先ほど言いましたように、区長から区役の出不足金を取るということを提案されたら、いや、区役は憲法違反やつかというふうな意見が出るような世の中ですから、やっぱりその意見を出されるのは新興住宅地の人ですよ。だから、そういう方々と一緒に今後も自助、共助、連携していかないかんからということで、今も出不足金を取りながらも区役の通知は出しております。だから、そういう作業の後に懇親会でも開くような、要するにあれですよ、優秀1等、2等、3等ぐらいつけて、そこに金を出したらどうかと、それでその銭で酒ば飲まんかいと、それが町内全域に広がっていけば、共助の精神が生まれてくるんじゃないかなというふうに思ったからですね、無理ですよと一蹴せんで、よかほうに今後検討してください。これ要望にしておきます。ありがとうございました。

○議長（寺崎太彦君）

これで2番吉田豊議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、11時15分まで休憩いたします。休憩。

午前11時1分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

それでは、1番向井正君より一般質問をお願いいたします。

○1番（向井 正君）

皆さんおはようございます。1番向井正です。ただいま議長の登壇の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

まず、健康対策についてでございますが、日本の平均寿命は過去最高を更新し、2016年の統計では、女性が87.14歳、男性が80.98歳となっております。しかしながら、この平均寿命と健康寿命の間には、女性で約13年、男性で9年の差があるということで、この間は何らかの身体の支障を来し、不健康期間ということになるわけでございます。

そこで、健康寿命延伸対策についてということで、先ほど、同僚議員の質問と少し重なるところでございますが、健康寿命延伸対策についてのお考えをお伺いいたします。

2つ目に、空き家対策についてでございますが、近年、人口減少、高齢化、核家族等により管理されない空き家がふえ、全国的に大きな課題の一つとなっております。

そこで1点目に、本町も本年4月1日に空き家条例が施行され、空き家対策について対策が、取り組みが進んでいるかと思うのでございますが、その進捗についてお伺いいたします。

2点目に、この空き家の有効活用ということでございますが、やはりこの空き家バンク制度というのは必然的になるかと思うのでございますが、その設置についてのお考えをお伺いいたします。

3つ目に、鎮西山の活用ということでございますが、ことしの3月26日、鎮西山において第1回つばきの森トレイルが開催され、町内外からの参加者を迎え、大変盛り上がるイベントになったわけでございます。参加者の中からも次回の開催の要望も強く、第2回目の開催予定ということでございますが、この計画の概要についてお伺いいたします。

2点目に、元キャンプ場に残っております施設等に関してでございますが、一部は備品倉庫として使用されているということでございますが、全般的に老朽化も進んでおりまして、今後この施設の処遇等をどうお考えなのか、お伺いいたします。

最後に、9月の定例会でも質問いたしました英語検定についてでございますが、現在、中学校を準会場として年3回検定試験が行われているということでございますが、さらに英語力の向上を目指すということで、英検の検定料の補助についてのお考えをお伺いいたします。

以上、大きく4項目について質問したいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、健康対策について、質問要旨、健康寿命延伸対策はについて執行部より答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

向井議員の質問事項1、健康対策について、要旨1、健康寿命延伸対策はに関して答弁をいたします。

まずは生活習慣病予防のための特定検診、がん検診を受診していただくことが肝要であり、受診率を上げていくことが命題ではありますが、考え方として大きく3つ挙げられるかと思えます。

まず第1に、生活習慣でございます。食生活が欧米化していることに加え、自動車の普及などで運動習慣も変化し、肥満やメタボリック症候群に悩む人がふえてきております。摂取エネルギー量を適量に抑える取り組みが必要であり、栄養面での評価を含めた対策が求められます。また、高齢者のフレイル予防での適切な食生活の推奨などには有用性があると思われまます。

2つ目ですが、高齢者の社会参加が挙げられます。高齢者が自由意思で働いたり、趣味活動やボランティアをしたり、地域で暮らしを営めることが必要であり、高齢者の高い社会参加率を維持促進する施策が求められます。

3つ目は、生活習慣改善の意識に対する問題です。生活習慣病になると、血糖値や血圧を下げる薬を飲む場合もありますが、薬によって血糖値や血圧を下げることはできても、病気を治しているわけではありません。健康維持に最も必要なのは、食生活改善や運動だという意識の定着です。各世代に応じて意識啓発を図ることが大事ですが、若年の段階から定着させていくことが肝要です。当課におきましても、予防できる疾患、疾病の的を絞り、特定検診や特定保健指導の際の活用に加え、高齢者施策においても、高齢者が社会参加しやすいよう仕組みを構築するなど、若年層から高齢者層へ向かうライフステージのベクトルに対し、保健、医療、介護という各制度を絡めて施策を実施したいと、そのように展開したいと考えております。

以上、向井議員の質問の答弁を終わります。

○1番（向井 正君）

課長のほうから、健康寿命延伸対策ということで、食生活、それから高齢者の社会参加、生活習慣病の予防といった、こういった大きなことをやっぱり進めていかなくちゃいけないということで答弁をいただきましたが、現在、世界有数の長寿国となった日本でございますが、やはり今大きな課題は、この健康寿命問題ではないかと、いかに日常生活を制限しないで生活できる期間の延伸かと思っております。もちろんそのためには、生活習慣病の予防というものは欠かせないもので、この生活習慣病というのが若年期及び中年期に発症するということが大変多いと言われておりまして、これが生涯にわたって健康状態に悪影響を及ぼすと言われております。

そんな中ですが、全国的にもトップクラスの健康寿命県である静岡県の場合ですけれど

も、1980年代の後半から、日本一健康県ということを目指して10カ年の健康増進計画というものを策定され、健康寿命の延伸と生活の質の向上といったことを目標として推進を図ってこられてですね、2010年の健康寿命において、男性が71.68歳で全国2位、女性が75.32歳で全国1位というふうになっております。ちなみに、佐賀県の男性が70.34歳、これ全国で29位、女性が73.64歳で29位と、男女それぞれ2歳近くの健康寿命の差があるわけでございます。上峰町も先ほど来答弁で伺っておまして、特定検診を初めいろいろ、がん検診なども行われて、そのデータをもとにですね、対応されているかと思うのですが、この健康寿命延伸に関しましては、やはり静岡県ではないんですけど、ある程度長いスパンで目標を設定して、生活習慣病の予防策に取り組んでいく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺についてのお考えをお伺いいたします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

向井議員の御質疑にお答えをいたします。

先ほど静岡県の例とか御紹介をいただきました。確かに一朝一夕でなし遂げられるような内容ではないと思っております。また、若年層から高齢層に向かうベクトルの中で私たちも手当てをしていこうというふうに考えておりますので、やはり10年ぐらいのスパン、あるいはそれ以上ひょっとしたらかかるかもしれないというような認識のもとで考えているのは、議員の考えと一致しているところでございます。

また、国のほうにおきましても、国でもいろいろプロジェクトのほうをしておまして、スマートライフプロジェクトといったものを国のほうでも展開をされております。これはまさに、健康寿命を伸ばしましょうというような内容でございまして、そういったものや、その取り組みの中で、健康寿命をのばそう！アワード表彰式とかいった形で、先進事例ですね、を幾つかございます。そういったものもやっておりますので、私どものほうも、そういったものでくみしやすいものがあれば、そういったものを参考にとりうふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

ぜひ長いスパンで、ある程度目標を設定して取り組んでいただければと思っております。

それから、健康な生活習慣というのは、確立するためには、もちろん体のメンテナンス、健康増進ですか、それから発病予防といった1次予防の考え方をもってですね、日ごろ日常生活をすることが大切かと思うわけですが、先ほど来、課長のほうからもちよっとお話が出ていましたが、ロコモティブシンドロームという言葉をよく最近耳にするわけですが、これは運動器症候群とって、骨や関節、それから筋肉などの運動器の衰えですか、これが原因で、歩行とか、立ち座りがといった日常生活に支障、障害を来すことですが、これが進行すると結局、要介護とか寝たきりになるリスクというものが大変高

くなるということでございます。

ちょっと少し話変わるんですけど、先ほども同僚議員が申されておりましたとおりに、9月に一緒にですね、町内のスポーツジムを見学に行ったのでございますが、その日は平日の午前中にもかかわらず大変多くの方が健康マシン等を利用して、個々のメンテナンスですか、体のメンテナンスに励んでおられたわけでございますが、その責任者の方にも少しお話を伺いますと、町内の会員さんも結構おられるということだったんですが、まだまだ近場にこういったスポーツジムみたいなものがあるってことを御存じないっていう町民もですね、かなり多いんじゃないかと私は思ったところでございます。

先ほど課長からも、スポーツジムと何とか連携でということでお話があったわけですが、先ほど、なんかクーポンですか、クーポンを配布というようなお話も伺ったんですが、ちょっと私がちょっと、例えば、町民がですね、そういったスポーツジムを利用の際には、できたら月会費の一部を助成するなどしたほうがですね、継続的な町民の運動習慣をですね、身につける機会にもなるんじゃないかと思っておりますし、またこれがこの健康寿命延伸のこの一環にもなるんじゃないかと、そういうふうに思うわけでございますが、その辺について、もう一度答弁をお願いいたします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

向井議員の御質問に対し、お答えしたいと思います。

まず、取りかかりといたしましては、その既存の事業を有用に活用するということでの動機づけを与えるための事業という形で、まずは認識しているところでございます。

そこで、町内のフィットネスジムなどでですね、利用できるクーポン券などを配布しということで、インセンティブを付すということで、まず私どものほうとして考えております。あくまでも、先ほどのお話にもありましたけれども、一つ、やっていく理念の中で、やはりこれからの行政のあり方としても私思うのですが、自助、互助、共助、公助ということで、公助が一番最後で、まずは自助の力を養おう、あるいは互助の力を養おうということになると思いますので、そこに動機づけを与えるために、ちょっと必要最低限の公助という形でのクーポンというような考え方をしております。ですので、どういうやり方をするかというのは今後また検討しなければいけないところではあるんですけども、まずそこで動機づけとしてのインセンティブという形で、健診受診者に対してそういったクーポンを配布して、まずは動機づけを与えると、その取っかかりの部分をまず行政としてやっていく。あとの残りの部分は、できれば自助、あるいは互助、こういった部分で引き伸ばしをしていくというのが今後のあるべき姿ではないだろうか、このように考えているところでございます。

○1番（向井 正君）

今、動機づけとして、とりあえずクーポンということで、そのクーポンというのはどういった内容なのか、ちょっと説明をお願いいたします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

どのようなものかということですので、お答えをいたします。

一応ざっくりしたイメージだけ、今の段階ではお持ちいただければと思いますけれども、引きかえ券のようなものというふうにちょっと思っていたいただければ結構かというふうに思っております。ちょっと今回の補正のほうで今対応しているのは、栄養食品のほうですので、このクーポンは、そのクーポン券を持っていけば商品と、日本高血圧学会が推奨している減塩食品と交換ができるよというような内容になっております。運動の場合も、例えば1回当たり幾らという形で恐らく料金が決まっているかと思っておりますので、それに関して引きかえ券というか、クーポンをお持ちいただくことによって、例えば1回分無料、あるいは2回分無料とかいうような形にするのか、それともその入会金のようなたてつけでやるのか、その辺はちょっと、今後の検討ぐあい、あと財源の模様も見ながら考えていきたいというふうには思ってるんですけども、いずれにしても、まず取っかかりの部分として、運動の動機づけ等できるような形で、そのクーポン券が有効活用できるような方法を導入したいというような形で考えております。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

わかりました。

この健康寿命を伸ばすということは、短期間で、先ほど来言っていますようにできることではございませんので、やはり目標を5年、10年と、ある程度目標を設定して取り組むことによって、生活習慣病の改善、それから結果的には医療とか介護費用のですね、増加を抑えることにもつながってくるかと思っておりますので、ぜひこのジムとの連携ということをですね、前向きに取り組んでいただくようお願いいたします。

この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項2、空き家対策について、質問要旨1、空き家対策の進捗はについて答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

皆さんこんにちは。1番向井議員の御質問でございます。

質問事項の2、空き家対策についてで、要旨の1でございます。空き家対策の進捗はについてを答弁いたします。

空き家等実態調査業務を現在、委託業務として実施しているところでございます。9月、区長例会等で実態調査を行う旨を各区長様にも御周知をしまして、これまで情報提供をいただいた空き家のほか、新たな空き家となっているものがあれば、再度情報提供をお願いをし

ていただくよう御依頼をしたところでございます。

現地調査につきましては、9月13日から10月10日にかけて町内全域で110件を調査しております。調査項目につきましては、国のガイドラインで示された基準を網羅する内容としております。現地調査と並行しまして、各空き家の所有者等の情報整理を行い、現地調査の終了後に、所有者に対しまして対象空き家の利用状況、空き家となった要因、管理状況、今後の活用等を内容とするアンケート調査への回答を郵送にて現在依頼しております。

現在、順次、回答が町のほうへ届いているところでございます。今、その取りまとめをしている最中でございます。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

課長のほうから、現在空き家の実態調査等を行われているということでございますが、この空き家の実態調査というのはもうある程度終わられて、現在、アンケートですか、所有者の意向調査等を進められているということでございますが、この意向調査、それからシステム化ですか、に関しては、今年度中にはある程度めどがつくのではないかと伺っているところでございますが、それと同じく、大変重要なのが、今後の空き家等対策計画の策定であったり、いわゆるこの空き家問題が深刻化する前の対応策であったりとか、それから特定空き家等に関する事項、特定空き家の判断、認定、それからその後の対応をどう進めていくかと、そういった協議が当然必要になってくるわけでございます。

特措法の中でも、6条、7条で、国の基本指針に則して空き家等対策の策定をというふうなことが明示されておるわけでございますが、やはり空き家対策推進協議会ですか、これの役割というのは今後のですね、空き家対策を推し進めていく上では大変重要ではないかと思っております。この協議会に関しましては、6月の時点ではまだ開催されていないということであったんですが、この協議会の構成メンバーについても、専門業者である不動産業者とか、知識人を交えて早急にということ伺っておったところでございますが、その辺の進捗等はどうか、お伺いします。

○住民課長（福島敬彦君）

向井議員の御質問でございます。

議員おっしゃるとおり、毎回ちょっと議会で、空き家対策の御質疑の中で、当然、協議会、それから実施計画ということを常日ごろ御指摘を受けているところでございます。

うちのほう、県内、また全国の実際の空き家の協議会であるとか、それとか実施計画の策定状況であるとか、そういったところを調べたところでございます。実際、県内、協議会を立ち上げられているところが10市町、約50%ございます。うちのほうも今後、今、議員もおっしゃいましたとおり、ことしの4月1日に空き家条例を立ち上げまして、その中で、規

則を上げております。

その規則の中で、空き家対策の協議会のメンバーとしまして、まだ取りかかりでございまして、なかなかメンバーの全部がこちらのほうで固めることができませんで、今後、新年度予算、30年度に協議会を4月にでも早速立ち上げたいというふうに考えまして、規則の改正等も含めますが、まずはメンバーの改正をしたいというふうに考えております。私ども、今考えておるところでは、当然、今後の空き家対策の計画としましては、いずれにしろ、特措法に関するものというところがかなり重く、負荷的には重くのしかかってくるところでございますので、やはり専門の方たちをメンバーに入れていくということが必要になってくるということで、とりあえず現在計画しておるところでは、行政書士または法務局、それから土木事務所、それから宅地建物取引業界、それと区長会、それから警察署、それと消防署、それから社会福祉協議会、それに空き家対策に対する知見者ですね、有識者、そして町長という形で、またメンバーを構成を大体決めていきたいというふうに今整理をしているところでございます。そのメンバーにつきまして固まりましたら、おのおのの代表のところへ推薦依頼を送りまして、そしてメンバーを固めていく。それから、当然そこには費用弁償等が発生いたしますので、3月議会等では当初予算等に予算をお願いいたしまして、予算が通った暁に第1回協議会をもう早速開いていきたい。

そして、現在、空き家等対策の実施計画を組まれているところが県内4市ございます。その4市が今、計画を策定をされておりますけど、私ども上峰町といたしましても、実際、特定危険空き家であると思われる家が、やはり私ども把握した範囲でもございますので、そういったところに、早急な対応ができる体制づくりを今後早急につくっていききたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○1番（向井 正君）

協議会のほうは30年度4月には立ち上げたいということで答弁がありましたけれども、構成メンバーも行政書士とか区長さん、それから知識人とか、そういった方ということで、この協議会に関してはですね、4月から私ずっと、立ち上げたほうがいいんじゃないかということをしてたわけで、これが延び延びになっておるわけで、30年度4月に立ち上げということでございますが、課長のほうである程度ですね、この何ていいますか、この構成メンバーの方をですね、ある程度もう決められてると思うんですけど、そういった要請等々はもう行っていらっしゃるんですか。じゃないと、またこの4月には間に合わないんじゃないかと私思うんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

○住民課長（福島敬彦君）

向井議員の御質問でございます。

メンバー等の推薦依頼等のことというふうに解します。現在、推薦依頼を、やはり4月入

りまして早々に実施したいというこちらの計画が当然ございますので、推薦依頼等を今もう出す準備をしている状況でございます。当然、推薦依頼を出すに当たって、行政書士会、また法務局、佐賀地方法務局のほうとしましては、法務局からぜひ空き家対策の協議会のほうにはメンバー構成として入らせてくださいということで、逆にこちらのほうにお願いもあっておりますので、そういったところで法務局にも御依頼をしていきたい。それから、土木事務所とか宅地建物取引業界の組合のほうもですね、積極的に対策には乗っていきたいというふうに、大体、推薦依頼を出すところについては了解を求められる体制づくりはできているものと考えておりますので、今後、推薦依頼を出しまして、メンバーをこちらのほうに御報告をいただくという作業を早急にしていきたい。4月に新年度入りまして、早々にまずは第1回目の会議を開きたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

関係者とも連絡をとられて前向きな返事をいただいているということで、4月に第1回目ということで、わかりました。

やはりですね、空き家等に関する問題改善を図っていくためには、協議会が主体となって進めていかないとなかなか前進しないと思いますので、スピーディーにですね、対応をお願いしたいと思います。

以上で、この項終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、空き家バンクの設置はについて答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

引き続きまして、向井議員の御質問でございます。

要旨の2でございます。空き家バンクの設置はという御質疑でございます。お答えさせていただきます。

さきにお答えいたしました空き家所有者等へのアンケート調査において、空き家バンクの概要を記載した上で、登録希望の有無に関する設問をアンケートの中に設けておるところでございます。11月末現在で回答があった調査票につきましては、現在58件回収がありまして、その58件のうち、登録したい、または条件によっては登録をしたいと回答されたものについては21件ございます。関心の高さが見てとれるところでございます。

空き家バンクに関して、間取り図などの掲載情報の作成、それとマッチングですね、貸し手、借り手のマッチングができた場合の契約など、宅地建物取引業界との連携が不可欠であるため、町内宅建業者と情報交換を行ったところ、協力について御理解をいただいているところでございます。

今後につきましては、空き家バンク制度の要綱の策定、宅地建物取引業界との協定の締結を進めまして、登録希望者へ物件の登録の呼びかけを行い、申請に基づきましてホームページ等に情報掲載を行うとともに、あわせまして利用者希望の募集を進めていくことが必要になってまいるかと思えます。

これらにつきましては、定住促進の一環であることから、関係課と連携しながら進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

空き家バンクの設置に向けて、今、宅建業者との提携等で進めておられるということでございます。

現在、全国に820万戸の空き家が存在していると言われておりまして、この空き家は今後もふえ続けていくんじゃないかと推測されているところでございます。

そういった空き家の利活用の促進ということで、全国の市町村の約六十三、四%がこの空き家バンク制度を実施しておりまして、やはりどうしても管理されてない空き家っていうのは、衛生面であったりとか、景観の悪化、それから倒壊、犯罪の温床となるおそれがある、近隣住民に深刻な被害をもたらすリスクというもの非常に高くなってまいります。上峰町にも、先ほど答弁で伺いましたけど、110件ほどですか、流動的とはいえ空き家が存在するということでございますが、やはり今後、積極的な活用に向けた施策が必要ではないかと思っております。

それには当然、この空き家バンク制度というのが必要でございますが、もうこのバンク制度について、私もちょっと調べたんですけども、設置している自治体でも、その登録件数っていうのがさほど伸びないというか、多くないということが現実なようございましたが、上峰町の場合、先ほどの答弁で21件ほどの方が前向きな姿勢だということでございますが、この空き家バンクをある程度軌道に乗せていくためには、同時に所有者へのバンク登録への働きかけであったりとか、それから登録申請される所有者の方、先ほど条件というふうな言葉を課長が申されておりましたけれども、例えばですね、空き家の所有者が所有している空き家の質の向上といったことで、空き家の修繕をしないと、そういった場合には修繕費の補助といったことなど、行政である程度提供できるサービスといったものを、バンク制度の中でも一緒に考えていくことも、登録申請といいますか、そういった増加につながって、この空き家の活用にも今後つながっていくんじゃないかと思うんですが、その辺についてのお考えを。

○住民課長（福島敬彦君）

向井議員の御質疑でございます。

確かに空き家バンクの制度をつくったばかりではなかなか、今回のアンケートが返ってき

た中で、21件ほどの空き家を利用することに前向きであるという回答を得ているところでございますので、そういった方たちにはもう直接、うちのほうとしてもアプローチをかけているところでまずございます。そのうち3件については、もう早急にでも登録をお願いしたいということでございまして、そういったこともございましたので、宅地建物取引業界のほうとも事前にとりあえず、今後の空き家バンクの対策において御協力をさせていただけないかということでお願いをしに行ったところでございます。宅地建物取引業界としましては、空き家をまず自分たちが探すことはまず大変だと、逆に行政のほうからそういった御提供があれば、ぜひ協力をしていきたいと、やはり個人情報保護の関係も当然でございますので、そのところは個人情報は協定の中できちっと守るということで、情報の共有ができる範囲を共有していくということで、情報を共有していくということで大体お話をさせていただいているところでございます。

そういった中で、実際、先ほどから申しましてるように、借り手側というのは、実際間取りとかがすごくやはり、築年数であるとか、間取りとか、そういった住宅の状況ですね、こういった今状況にあるのかというのがやっぱり知りたい情報でございますので、そういった情報もかなり詳しく調べなくてはできませんので、そのところはやはり宅地建物取引業の専門の方たちに、相互の了解、バンクの登録者、登録をしたいと思われる方の了解をとりながら、空き家のきちとした写真を撮るであるとか、間取りがどうであるとか、こういったところが改修の必要性、または有効性があるのであるとか、そういった詳細情報をぜひホームページ等にも掲載をしたいというふうに考えております。できれば、新年度にも外部リンク等を通じてでも掲載ができればというふうに考えておるところでございます。まず1点、その点で進めているところでございます。

議員が御質疑の中にありました2点目、助成の制度でございますが、その助成の制度は、恐らく住宅リフォームの制度、特に空き家バンク等をされている自治体におきましては、実際、助成の制度を適用されている自治体はかなり多うございますので、そういったところも、今後空き家バンク対策、これが定住促進対策に当然なってくると私は考えておりますので、所管課ともその辺のところを協議しながらですね——関係所管課ですね、とも協議しながら、対策の構築に向けて前向きに頑張っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午後0時2分 休憩

午後1時 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

○1番（向井 正君）

先ほど来、福島課長のほうからいろいろと丁寧の説明をいただいたわけですが、私がちょっとお伺いしたいのって、申したいのは、要は所有者の方が登録申請されて、補助支援というときに、一部リフォームとか修繕をしたいときに、この補助支援策を町としても打ち出していけないかということと、それと何と申しますか、逆に空き家を利用といいますか、賃貸とか購入などされる方が一部補修を望まれる場合には、そういった補助ということも含めて、今後、バンク設置等と並行して、そういったリフォームとか修理に対する補助支援策をちゃんと打ち出していただけるのかなということをまずお伺いしたかったわけですので、その辺の答弁をお願いいたします。

○住民課長（福島敬彦君）

向井議員の御質問でございます支援策ということになってくるかと思えます。

議員おっしゃいましたとおり、空き家に対しての助成ということでございますが、実は宅建協会とも話したときに、実際やっぱりリフォーム補助であるとか、そういったのをやっているところも結構あるということは当然にして私どもも周知しておりましたし、そういった制度上のこともやっぱり今度は宅建協会を挟んで民民の契約ということにはなっていないかもしれませんが、そういった助成の制度がありますよということでの促しというのは非常に有効策だということも伺っておりますので。

ただ、空き家だけに限らず、住宅リフォーム補助というのは、基本的に今住んでおられる方に対しても、そこに、例えば、次世代の方がいらっしゃるときには、そういった方たちにも該当はできないかとかいうようないろんな方向性も考えていかなければいけないのかなというふうに考えておりますので、そういったところをちょっと少し研究をさせていただきながら、助成の制度については検討していきたいと、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

この補助支援策については、検討していただけるということでございますので。

それから、空き家バンクというのは、やっぱり個人間の契約のための情報提供制度かと思っておるんですが、場合によっては、町が賃貸とか賃借、または購入等を行って、例えば、短期の体験移住用住宅とかに活用したりとか、また、地域のコミュニティー施設に活用した

りなど、これももちろん、所有者の意向が大事であるとは思いますが、今後、そういったことも、この利活用の一つとして取り組んでいけば、空き家を活用した定住促進対策、それから、地域の活性化等にもつながっていくんじゃないかと思っておるんですが、その辺についてのお考えをお伺いします。

○住民課長（福島敬彦君）

向井議員、まさにおっしゃるとおりで、空き家対策は定住促進というふうに私どもも基本理念はそういうふうに置いております。しかしながら、先ほど言われたように地域のコミュニティーの広場であるとか、そういったところへの利活用等も当然考えていけることというふうに考えます。そういったところに関しましても、しかしながら、やはり個人さんの所有物であるということも、これが第一条件でございますので、今、意向調査の中にも、そういった、要するに公的な分で利活用とかの希望とか、そういったことにも少し踏み込んだところで、実際利活用に前向きな所有者の方に関しては、ニーズ調査等も個別に行っていきたいというふうに考えているところでございます。

実際、所有者の方の意向がやっぱり一番というふうに考えますので、そういったことを含めまして、ほかのいろんな利用の仕方があると思いますので、そういったところにも踏み込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○1番（向井 正君）

ぜひ町としても、活用できるものがあれば、そういった有効活用にぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

それから、これは一つちょっと確認の意味でお伺いしたいんですけれども、このバンク制度ができた場合に、これも住民課のほうで所管なさるのか、それとも先ほど来、各課の連携ということも申されておりましたけど、その辺はちょっと確認の意味でお伺いしたいと思います。

○住民課長（福島敬彦君）

議員の御質問でございます空き家バンクの所管ということでのお伺いというふうに思います。

現在、空き家対策について、当初から特定空き家の件から住民課で全部所管をしておりました。その空き家バンクに関しても、ちょっと特定空き家の分と、それとやはり有効利用の空き家バンクであるとか、そういった分の2分化をしないとやっぱりいけないだろうということは、ちょっと思っておりました。

その空き家バンクについても、やはり私ども基礎データを今、情報収集いろいろしている状況でございますので、一応ある程度のその方向性のところまでは、うちのほうでまず確立をさせたいというふうに考えております。

で、そここのところが終わりましたら、当然、定住促進ということで、分野が変わった分野に関しましては、また関係所管のほうとも協議して、そして、業務移行が必要な分に関しましては業務移行をやっていくということで考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

じゃ、このバンク制度に関しては、今後、所管が変わるかもわからないということですね。今後、検討されるということで、はい、わかりました。

このシステム化とか所有者の意向等も今後判明すると思いますので、新年度には、ちゃんとこの空き家バンク制度の要綱が制定できるように、先ほど申しました補助制度等も含めて対応をお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、鎮西山の活用について、質問要旨1、第2回トレイルランの概要はについて、執行部より答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、質問事項3、鎮西山の活用について、要旨1、第2回トレイルランの概要はについて答弁をいたしたいと思います。

今年度も昨年度に引き続き、上峰町つばきの森トレイル2018ということで開催をすることとしております。

開催日は来年の2月25日、日曜日としておりまして、現在、公式サイト等で参加者の募集を開始したところでございます。

昨年度からの変更点といたしましては、昨年度同様の7キロメートルのコースに加えまして、今回新たに1周3キロメートルのコースを複数人で5周するリレー形式を追加する予定としておりまして、こうしたことにより初心者でも参加しやすい大会とし、大会の参加者数の引き上げを図っております。

また、このトレイルランの参加料は、7キロメートルのコースで大人5千円となっておりますが、この参加権をふるさと納税の返礼品として出品することで、より広域でのPRや参加者の確保を図る試みも行っております。

今後は、開催準備を進めるとともに、町内外におきまして、各種媒体の活用や、チラシの配布等によりまして、周知を図っていきたいと思っております。

○1番（向井 正君）

室長のほうから概要ということで説明いただきましたが、開催日が来年の2月25日で、ミドルコースと、今回新たにリレー部門として3キロメートル掛け5周ということを新設され

るということですが、このリレー部門の内容がちょっといまいち、3キロメートルで複数人ということですが、もう少し詳しく説明をしていただきたいのと、それから、募集定員でございますが、このミドルコースと新設されるリレー部門で何名ぐらいを予定されておられるのかお伺いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

お尋ねがございました、まずリレー形式の概要でございます。

このリレー形式につきましては、鎮西山いこいの森内の遊歩道等を活用いたしまして、1周3キロメートルのコースを設定いたしております。これを複数人で5周するというので、順位を決していくと、このような形になっております。

それから、募集人数でございますが、従前からのミドルコース、7キロメートルのコースでございますが、こちらのほうは100名の募集としておりまして、それから、リレー形式のほうを1チーム2名から5名と想定をして、20チーム募集をかけておりますので、リレー形式のほうは最大で人数としては100名と、ミドルコース、リレー形式含めて最大で200名程度の募集をしているという状況でございます。

○1番（向井 正君）

第1回目が定員75名での開催であったわけですが、今回両部門合わせますと200名の定員となるわけで、この定員がいっぱい参加ということになると、大会規模ということも大分大きくなっていくわけですが、1回目は、JAの女性部の皆さんによる炊き出し、豚汁の提供とか、あとそれから鳥越地区の方々にもコースの誘導等で大会のサポートをしていただいたわけですが、今回これだけ規模が大きくなりますと、それに伴ってこのサポーターの人数というのもやはりかなり必要になってくるんじゃないかと思うわけですが、この大会の趣旨というのが、多くの交流人口を生むというのが大きな目的かと思っておりますので、例えば、大会の何といいますか、サポーターと申しますか、ボランティアをこの町内で何か募集するなどして、なるべく多くの町民の方にもこの大会にかかわっていただくようにすれば、多くの交流も生まれるんじゃないかと、また、その大会も一層盛り上がるんじゃないかと思っておりますが、その辺についてお考えをお伺いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

トレイルランの運営に関して、サポーター、ボランティアに関するお尋ねでございました。

このボランティアの確保につきましては、昨年度同様、御質疑ございましたJAの女性部、また鳥越地区の住民の方々、また昨年度は目達原駐屯地の隊員の方々、それから、地元の体育協会の方々、そうした方々のボランティアで運営を昨年度しておりましたので、今年度も、もう既にお声がけをしておりまして、実際に数は必要な人数は確保できているという状況でございます。議員からお話がありましたように、地元の一般の方もボランティアとして募集

してはどうかと、これは大変いいことではないかと思えますけれども、今年度ちょっと、準備のほうは既に人数が確保できているという状況ですので、来年度以降の大会においてはそういったことも検討しながらやっていきたいというふうに思っております。

○1番（向井 正君）

それから、第1回目の開催の後、住民の方ともお話しする機会があったわけですが、まだ鎮西山でこういったトレイルランというイベントが行われているということを知らなかったという方もかなりいらっしゃったわけですが。

先ほどパンフとか広報とか、そういうのでも知らせられると思うんですけども、各地区に掲示板等ございますので、そういったポスターなりをある程度作成して、もう少し町内においてもこのPRというのをやったほうがいいんじゃないかと思うわけですが、その辺についての準備はいかがなんでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

トレイルランの周知の方法についてのお尋ねであったかと思えます。

トレイルランに関しましては、町内に人を呼び込むと、こういった視点でまずやっておりますので、このトレイルランの公式ホームページのほうですとか、また、後援いただいております九州トレイルラン協会のほうのホームページとかネットワークですね。それから、トレイルランのグッズを販売されているようなスポーツショップなどを通じて今募集をしておりますが、あわせて、町の広報紙のほうですとか、それから、その他民間のタウン情報紙、そうしたものを通じて周知をしていくようにしております。

また、地元のラジオ局のほうも呼びかけをしていただくというふうな話もしておりますので、そういったものを活用しながら町外、そして町内も周知には力を入れていきたいというふうに思っております。

○1番（向井 正君）

ぜひこの町民の皆さんにも、ある程度大会のアピールを進めていただきたいと思っております。

最近、全国的に何というんですか、ランブームと申しますか、各地で地域おこしの一つとして、このトレイルランとか、マラソン大会等を行われているんですが、そんな大会の中でも、やはり住民の皆さんが一緒になって盛り上げている大会というのは、年々参加者もふえて人気を上げているようでございますので、このつばきの森トレイルランがますます注目を浴びて交流人口を生むような大会になるよう、いろいろと工夫を凝らして取り組んでいただくようお願いいたします。

この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、キャンプ場施設の処遇はについて答弁を求めます。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

1番向井正議員からの質問事項3、鎮西山の活用について、要旨2、キャンプ場施設の処遇はについて、ただいまから答弁をいたします。

平成28年度にキャンプ場テント施設の撤去を行いました。現在、キャンプ場施設には、炊飯棟、管理棟、トイレの3施設がまだ残っているところが現状でございます。

キャンプ場施設につきましては、平成28年3月議会で8番の大川隆城議員さんのほうからキャンプ場UFOテント等の撤去後の有効利用についての御質問をいただいております、回答としましては、施設の撤去後、鎮西山一帯を管理することを考えているということでお答えをしているところでございます。

現在、まち・ひと・しごと創生室にて鎮西山再整備計画策定中で、この3施設を利用するかしないかも含めて計画が策定されているとお聞きしております。つきましては、鎮西山再生整備計画策定の結果を踏まえて、施設の利用、また撤去かということを行いたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○1番（向井 正君）

課長のほうから今答弁いただいたわけですが、このキャンプ場の施設につきましては、私も以前、UFOテントと一緒に撤去したほうがいいんじゃないかということを申した覚えがあるのでございますが、そのときは、この施設に関しては、今後何か利用できればというように考えていると、そういう答弁でございました。

現在も一部は、かみちやり用の備品倉庫として利用されているということを伺っているところでございますが、この鎮西山というのは、上峰町のシンボル山でもありますよね。ましてや、この観光資源の重要な拠点の1つでもあります。あの周辺一帯、全体的な景観から考えましても、この施設自体もかなり老朽化が進んでおりまして、かみちやり用の備品倉庫としては、別にどこか設けるようにして、やはりこの施設自体、キャンプ場運営のためにつくられた施設であって、かなり年数も経過して老朽化も激しいということ。今後、あの施設を再利用というのなかなか難しいと、そういうふうに思っております。

今回、何月でしたか、10月でしたか、広場とか五万ヶ池周辺に約150本のツバキが植栽されたわけでございますが、できたらあの辺をそれとつなげるような形で、例えば、ツバキを植栽するなどして、あの辺一帯を鎮西山のつばきの森と、そういったふうに環境整備していったほうが景観的にもずっとよくなるんじゃないかと私は思うわけでございますが、その辺について課長のお考えをお伺いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

先ほど矢動丸課長のほうから答弁ありましたように、現在、まち・ひと・しごと創生室の

ほうで鎮西山全体の再整備計画の策定を進めている状況でございます。

従前より、町民の方々を中心に親しまれてきた山、そして公園でございますけれども、今般、観光資源としてしっかり位置づけ、それから、人を呼び込めるような観光地とすべく、今現在、再整備計画を策定しております。

この計画の中では、先ほど来、話に上がっておりますキャンプ場の跡地、こうしたものも活用ができるかどうかも含めて、今現在作業をしておりますので、来年の3月末までには鎮西山の再整備計画を具体的に取りまとめをしていきたいというふうに思っております。

○1番（向井 正君）

室長のほうから答弁いただきました。

やっぱりあのまま放置というのでは、ちょっと景観的に本当によくありませんので、この再整備計画の策定中ということでございますので、訪れる方がふえるように、それで楽しめるような、そういった計画をぜひ立てていただきたいと思っております。

この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは次に進みます。

質問事項4．英語検定について、質問要旨、小、中学校生徒への検定料補助の考えはについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆さんこんにちは。私のほうからは、1番向井正議員の質問事項4、英語検定についての要旨1、小、中学校生徒への検定料補助の考えはという御質問についてお答えをいたします。

検定料補助を平成30年度実施に向けて進めてまいります。

小学校での外国活動をベースに、中学校での佐賀県学習状況調査でも、県平均を上回る成績を示してくれています。その成果として、検定合格は児童・生徒の喜びと自信につながるものと思います。

上峰町といたしましても、英検取得による英語教育の見える化を推進し、英語力の向上に寄与してまいりたいと思います。

以上です。

○1番（向井 正君）

吉田事務局長のほうから今答弁いただきました。30年度からこの補助ということで考えていただいているということでございますが、どういった補助状況、補助を考えられているのか。中学生だけなのか、それとも小学生も含んでいたのか、まずその辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

補助の制度についてお尋ねをいただきました。

議員お尋ねのとおり、小、中学校の児童・生徒を対象に補助をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

それはわかりました。

そうしますと、補助の形式というのはどういった形になるのか、基山町の場合をちょっと例に挙げますと、町内に就学する児童・生徒を対象に、当該年度内に受験した1回分の検定料補助という形で実施されておるところですが、上峰町の場合、どういった形式をとられるのかお伺いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま向井議員のほうから基山町の補助について御紹介をいただきました。

上峰町におきましても、基山町と同様、小学校、中学校の児童・生徒の1回分の補助について実施していきたいと思っております。

また、保護者を対象にしますが、上峰町に住所を置いていらっしゃる保護者の方への補助になるというふうに制度設計をしていきたいというふうに思っています。

○1番（向井 正君）

ありがとうございます。ぜひ30年度からの補助、取り組んでいただきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

これで1番向井正議員の一般質問を終了いたします。

引き続きまして、8番大川隆城君より一般質問をお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

皆さんこんにちは。腹が太くなって眠気もさすかもしれませんけれども、今から一生懸命質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、町制施行30周年にむけてお尋ねをしてみたいです。

皆さん御案内のとおり、来年平成30年は平成元年に上峰村が上峰町になりまして、ちょうど30年になります。それと同時に、御案内のとおり、天皇が退位されますことによって、年号が平成から新たな年号に変わる平成最後の年でもございます。そういうふうに記念すべき年でもございますもんですから、その区切りの年といいますか、記念すべき年に当たり、町として何か記念行事をされることを考えてあるのではないかと思いますので、まず最初にそのことについて、もし計画をされているとすれば、どういうことを、いつごろ予定されているのか、お尋ねをしていきたいと思っております。

第2番目に、この新しい年に向けて、記念すべき年に向けて、町の歌ですね、町の歌を新しく制定してはどうかというふうに提案をしたいと思っております。

町民の皆様の間での調和を図る、また、郷土に対する愛着と誇りを感じてもらうためにということで、みんなが気持ちよく歌える、愛唱できる歌をつくることによって、皆さん方との融和を図っていけないんじゃないかという意味合いから、ぜひ町の歌、新しい町の歌をつくってはどうかと思ってお尋ねをしております。

第3番目に、記念植樹として椿の植栽拡大を図ってはどうかとお尋ねをしております。

これまでツバキの植栽については、何回となくお尋ねをしておりますが、先ほども同僚議員からの質問にありましたように、去る10月30日、鎮西山におきまして、約150本のツバキの植樹がされました。本当にうれしく思っております。

それに加えて、以前、各地区ですね、町内に25地区ありますけれども、各地区にも植栽を進めてはどうかということでお尋ねをしたときに、担当課長のほうからは、なかなか受け入れるところが少なかつたけれども、今後も努力していくというふうな答弁をいただきましたが、その後の働きかけ、進捗はどうかということと、さらに植栽、このツバキの植栽の拡大を、30周年の記念の年の植樹という名目でしたら受け入れやすいんじゃないかという思いもして、そのことについてお尋ねをしております。

第2番目に、国保広域化の進捗状況についてお尋ねをしております。

前回もこの件についてはお尋ねをしておりますけれども、国保の広域化につきまして、広域化は運営主体を市町村から都道府県に移管して規模を大きくし、財政基盤を安定させるのが狙いであるという位置づけがなされております。

そういう中で、7月、前回お尋ねしたときの資料としても使いましたが、7月にこの話の関係で、それぞれの自治体の赤字を来年度に向けては、全て解消をするということが、2010年のころから前提条件として整理を進めてこられたようでもありますけれども、この7月の時点で、まだまだ県内20市町のうち、13市町が累積赤字があるというふうなこともありまして、それをとにかくそれぞれが一層の努力で赤字解消をしていくべきだということで方向性を示されており、そういう中で、万やむを得ないときには、県が交付金を出さない配分調整、あるいは実質的なペナルティーを科すというようなことも考えなくちゃならないというふうな示しが7月時点ではされておったようであります。

そして、先月、11月15日にも、またこの関係の新聞報道がなされておりますけれども、このときには、20市町の新年度に向けての国保税の税額はモデル世帯をベースにした試算ということでお示しがあっておりましたが、その中で我が町につきましては、過去10年来、黒字経営でやってきているから、今のところ大丈夫だというお話も聞いておりました。そういう中で、先ほど言いました今回の11月15日に示された資料では、報道では、増額になるような試算が示されておりました。それを考えてみますと、先ほど言いました、これまで13市町の赤字の解消がなかなかうまくいかなかったからかなというところも頭の隅に思わないでもなかったわけでありまして。

それと同時に、こう見てみますと、その7月の時点で基山町あたりは、これは当然先々はふえるからということで議会等にも説明をしてこられておったというふうなことも新聞記事で知り得たところでもあります。それを裏返して考えてみますと、今まで我が町においては、金額の増加ということについての説明とかないということは、もう今の状況の横滑りか、あるいは減になるという見込みがあったからそういうことでの説明はなかったのかなというように思いも片一方ではするわけでありませけれども、とにかくこの件につきましては、もう町民皆さん誰もが気になるころではあると思いますので、その辺について、またお尋ねをしてまいりたいと思います。

なお、議長にお願いいたします。この項については、1番、2番と分けて質問しておりますが、もう一緒に質問やり取りをさせてもらいたいと思いますので、よろしく願いをしておきます。

次に、第3番目に、中学校の部活の外部指導者要請の必要性とその対策はということで質問させてもらっております。

この件につきましても、前回少し質問した経緯がございますが、今現在、示されているのが、国のほうから示されているのが、来年度、18年度からこの部活の外部指導者導入については、補助事業として取り組むと、その補助率については、国が3分の1、県が3分の1、市町が3分の1の補助をやるということで示しがあっているようでございます。そういうことで、我が町の中学校、この部活関係がどういうふうなのかですね、そういう外部指導者をどうしても呼んでこなくちゃならない部が幾つあるのかというあたり、その辺もまず最初にお聞きをしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

第4番目に、いじめ、自殺防止対策について。この件については、以前から同僚議員からもそれぞれお尋ねがあつてまいってございましたけれども、その都度、上峰町内の小、中学校においては、いじめはあつておりませんという答弁がなされてまいりました。ただ、ただ、保護者の皆さんの間から漏れ聞こえてくるのが、学校はそが言うばってん、あいよっよというふうな話も片一方から聞こえてくるわけです。それは、程度の問題もあるかもしれませんが、実際そういう声が聞こえてくるということは、何らかの形であつているのかなという心配をするわけであります。

今は、もう新聞を広げたら、本当にいろいろ、その当時はいじめはなかつたとか言いながら、じゃ、そのいじめが原因で自殺まで、不幸な出来事になったときに、第三者委員会をつくって調べたら、それはいじめが原因だったみたいなこともちよいちょい載っております。そういうふうなこともあるもんですから、このいじめというのは、もういつどこで何がきっかけで起こるかわからないようなことでもございます。ですから、やはりもう議員の皆さん、全員そうであります、子供は町の宝、やはりそういうことが我が町の小、中学校で絶対あつちやなりませんので、本当のところどうかをまずお尋ねをしたいと思います。

それから、2番目の指導死、これは今、近ごろ新聞報道等でもよく聞くようになりました。これは先生が熱心さの余りといいますか、その生徒に対して厳しく厳しく指導される。その結果が、言われた子供に対しては、大きいのしかかって、それが原因となって、不幸な自殺にということも、これまた新聞にちよいちよ載っております。ですから、その辺もとても心配するわけですので、この件についても我が町の小、中学校、どうかなという心配をするもんですから、お尋ねをしてみたいと思います。

第5番目に、部下による管理職の評価システム導入はどうかということでお尋ねをしてみたいと思います。

この件につきましては、もう既に御案内かと思えますけれども、県のほうでことしの8月から9月ですか、働き方改革の一環として、管理職の評価システムを導入されておるということが報道で伝わっております。これまた皆さん御案内と思えますが、この件については、仕事への姿勢、仕事の進め方、組織の開発、部下とのかかわり方の4つの視点から10項目程度の質問をされていると。それに加えて、29種類の行動特性から複数選択で、その中で自分はどれに該当するかというようなやつを回答をしてもらおうというふうなことでされるようになっているそうであります。

これは何が目的かといいますと、自分がやっていることがどう思われているのかという気づきを管理職の方に気づいていただき、マネジメント力の向上につなげ、皆様の期待に応えられる組織づくりを目指したいというのが目的でされているようであります。

このことについては、今現在、職員の評価制度が取り入れられて、我が町もやっておられますが、それに加えて相互の評価といいますか、管理職の皆さんに対しても、同じ系の部下の方々がどういうふうにとということも、いい意味で把握することにおいて、それこそさっき言いましたように、マネジメント力の向上につながれば、なおいいんじゃないかという思いがするもんですから、どういうふうにお考えになるか、お尋ねをしてみたいと思います。

以上5点、よろしく願いをいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、町制施行30周年にむけて、質問要旨1、記念行事として考えてある事はいつ頃予定されているのかについて、執行部より答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、大川議員の質問事項の1、町制施行30周年にむけての質問の要旨1、記念行事として考えてある事はいつ頃予定されているのかにつきまして答弁申し上げます。

町制施行記念行事につきましては、平成元年11月1日に町制施行並びに庁舎落成記念式典が挙行されております。

平成10年11月1日から3日においては、町制施行10周年記念式典、健康祭、文化祭が町民センターで行われております。

また、平成20年には、9月9日に町制20周年記念事業の一環といたしまして、元内閣官房副長官の古川貞二郎氏を迎えての講演、また、11月1日に町制20周年記念事業、翌2日には文化祭、12月21日には上峰町踊る大祭が開催されております。

これを見ますと、町制施行30周年事業を行っていくとするならば、11月1日を基本に考えていくようになるかと思っております。

今後は、役場内で町制施行30周年事業開催にむけて何をするか協議をするため、検討委員会等の立ち上げが必要になってくるかと思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、課長から答弁いただきましたように、10年区切りで、平成10年、20年、それぞれ記念行事がなされてきております。今回の平成30年の関係については、後もって検討委員会ですか、準備委員会ですか、立ち上げてということですが、やはり、先ほども同僚議員がほかの件で話がありましたように、もう早目に立ち上げの準備の協議を始めなくては、案外と時間のたつのが早いもので、時間があるようでないわけですね。また、これだけじゃなくて、ほかのいろんな仕事の関係、行事の関係もあるもんですから、これだけにはまっていうわけにはいかんもんですから、やはり早目に取り組んでいただければと思うわけなんですよ。

ですから、29年度も、あと3月までは3カ月あります。その間に大体の方向性を示す意味での協議を始めてもらい、どういうことに取り組むかということをしていただければと思いますが、その辺いかがでしょう。

○総務課長（江崎文男君）

先ほど大川議員さんのほうからの質問にもありましたけど、3カ月以内ぐらいで立ち上げたらということでしたけれども、まず検討委員会の長を誰にするかというところをまず決めていかねばならないと思います。ただ、今、議員さん言われるとおりに、これにつきましては、予算のこともありますので、早速立ち上げを早くして、するものの決め方をしていかなければならないとは思っております。

○8番（大川隆城君）

ちなみに今回の行政報告の中に、明けて1月に将棋の王将戦のことが、1月の末ですかね、されるということがあったし、また、確定かどうかちょっとはつきりしませんが、NHKのど自慢が町内で開催されるようなお話も漏れ聞くわけですが、それらもこの30周年に向けての記念行事として捉えておいていいものかどうか、その辺、ちょっとお知らせください。

○総務課長（江崎文男君）

先ほどからの町制施行30周年に向けましては、先ほど私、申し上げましたとおりに、まずは検討委員会の立ち上げから何をするかというものが決まっていくかと思っておりますので、今言わ

れました将棋の王将戦、それとNHKののだ自慢ですかね、それについては、今のところ、30周年に向けての行事とは今のところ関係ありませんけれども、ただ、NHKののだ自慢につきましては、いつぐらいになるかわかりませんが、それはまた検討委員会の中で、それまで含めたところであるのかというのは、あくまでも検討委員会の中で決まってくるかと思っております。

○8番（大川隆城君）

とにかく最初に申し上げましたとおり、来年は年号平成の最後の年であります。新しい年号がどうなるかわかりませんが、30周年記念と平成という年号の最後の年、2つ重なった記念する年でもあるものですから、さっき課長答弁されたように、この記念行事に何をやるかというふうな準備委員会を早目に立ち上げて、ぜひ検討いただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

では、この項を終わります。

次に、お願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、新しい町の歌を制定してはどうかについて答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

続きまして、同じく町制施行30周年にむけた、質問要旨の中の2番目、新しい町の歌を制定してはということに対しまして答弁申し上げます。

上峰の歌といいますと思い出されるのが上峰郷土の唱歌と言われております「鎮西山の月の影」と「上峰音頭」であります。

議員からの質問の中のこの町制施行30周年に向けましての新しい上峰町の歌をつくるということですが、先ほど言いました上峰音頭につきましては、昭和56年8月14日に御披露されておると聞いております。

当時は、小、中学校の運動会や町民体育大会で婦人会の皆さん方がよく踊られていたのを覚えております。しかし、今になっては、サマーフェスタで文化協会の皆さん方が踊られるぐらいになっているのではないかなと思っております。

このようなことから、上峰町の歌を提案されておりますけれども、今後、このような歌をつくった後の活用方法等もあわせて、先ほどから申し上げておりますこの30周年記念にむけての協議内容につきましては、今後、立ち上げられるかと思っております検討委員会の中で、そういうところも議論していくようなことになるかと思っております。

○8番（大川隆城君）

今後の検討委員会、準備委員会の中で協議をされるのではないかとということでありますならば、提案という形でお話をさせてもらいたいと思っておりますが、皆さんお聞きになったことが

あるかと思いますが、新潟県には「信濃の国」という歌がありますね。これは新潟県の方々は何かあるときには必ず歌われる歌だと聞いていますし、山梨県には「武田節」、これもよく歌われている。

それから、この佐賀県には、平成5年に佐賀県のイメージソングということで「風はみらい色」という題名の歌が歌手のチューリップのメンバーであります財津和夫さん、これは作詩は一般公募で求められて、作曲を財津和夫さんがされ、歌っていただいているというのが「風はみらい色」という歌があり、これは平成5年に制作をされ、今現在、県庁内では必ず毎朝流されているそうです。

それともう一つ、さが・ふるさとの歌「栄の国から」という歌が平成12年に制作をされ、今に至っているということで、これまた作詞は一般公募の方での作詞、作曲家は遠藤実先生、そして歌は川中美幸さんが歌ってもらっていて、この概要につきましては、佐賀県のすばらしい自然や文化などを歌詞に盛り込んだ歌を通して、郷土のすばらしさを再認識し、郷土に対する愛着と誇りを感じてもらうために、さが・ふるさとの歌として、平成12年に制作という説明があります。

そういうふうで、県としてもつくってありますし、市町でそれぞれが町の歌、市の歌ということでつくってあるかどうかまでは申しわけないが確認がとれておりません。ただ、この皆さんが、一堂に介して歌える歌があることはすばらしいことじゃないかと思うわけなんです。それに加えて、町内にはシンガーソングライターとして活躍されている青年もおられますし、その方も、聞くところによると、独自で題名が「鎮西音頭」という名前で作詞作曲をされ、歌われているという話も聞いております。

ですから、そういうふうな人材も町内にはおられるものですからね、その方々の協力も得ながらつくっていったらどうかという気持ちがあると同時に、手づくりをという意味であれば、例えば、今紹介した曲と同様に、作詞は一般公募でされてもよろしいし、それを歌ったりするのについては、小学生、中学生、高校生、一般の方の合唱をされる方たちが一堂に会してという形でもよろしいし、皆さん御案内のとおり年々、ベートーベンの交響曲「第九」を歌おうということでやっていますよね。ああいうふうな形ででもできればいいんじゃないかなという気持ちでおります。

そういう意味合いから、今回記念すべき30周年に、そういうみんなが楽しく歌えて、気持ちを通じ合える、そういう歌をぜひつくって、みんなで歌っていけば、なおいいんじゃないかなという思いがするものですから、町の歌を新しくつくってはどうかというふうな提案をしているところであります。

そういうことでもありますので、ここで町長にその辺、どういうふうにお考えか、ちょっと一言お願いします。

○町長（武廣勇平君）

大川議員からの突然の御指名でございますが、記念行事、町制施行30周年にむけてというよりも、来年は年号の変わる年でもあり、県におきましては、明治維新150年、国においては先ほど言いました年号が変わる年であるということで、大変大きな節目の年でございます。

この年に合わせて、さまざまな町民の皆様方との、何と申しますか、この機会を通じての連帯であったり、あるいは地域の皆様方の活性につなげるようなイベントは、過去そうしてこられたように、先ほど総務課長が答弁いたしましたように、必要性を私も強く感じるところであり、そのときに歌がよいのか、それよりもほかの何かトーク記念イベントがよいのか、さまざまなアイデアが町民各位にあられることと思います。

議員からの御指摘いただきました歌につきましては、過去数度、健康体操と称して郷土唱歌を模した、ちょっと郷土唱歌をいじってつくった歌もございましたが、なかなか町民全体に伝わることはなく、今もDVDのまま保存されているような状況でございます。

大切なことは、地域の皆様方が共感できて、上峰の歌だと、その歌に対する思いを持つことだと思いますので、そのためには、それをつくり上げるプロセスだとか、あるいは何と申しますか、拡散するためにどのような方がつくるべきなのかというようなことも議論になるかと思いますが、地域の方にも有為な方がいらっしゃいますし、そうした方々の御意見と議員の御提案を受けて、今後しかるべきところで検討されていくことになるというふうに理解をしております。

○8番（大川隆城君）

ただいま町長からも前向きな答弁をいただきました。やはり、歌の力を偉大なりじゃないけれども、やっぱり落ち込んだときにも自分の好きな歌を歌って、気分が盛り返して頑張ろうという気持ちが湧いてくると、そういうふうな力も歌にはあるわけなんです。ですから、これがまた、今、町長も言われるように、町民皆さんが受け入れてもらえるような歌詞、そして曲をつくってみんなで歌うということについては、大変なる意義があるものだと私は思います。ですから、繰り返しになりますが、準備委員会、検討委員会が立ち上げられましたならば、まずこの町の歌をぜひ制定するというところで取り組んでもらいますことを強く要望して、この項を終わります。

次に進めてください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨3、記念植樹として椿の植栽拡大を図ってはどうかについて答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

続きまして、町制施行30周年にむけた、質問の要旨3であります記念植樹としての椿の植栽拡大を図ってはどうかということにつきまして答弁申し上げます。

町木のツバキの植樹につきましては、「つばきの森でピクニック」と題しまして、鎮西山

の五万ヶ池周辺、10月30日に先般よりお話がありましたとおり、ツバキの植栽のイベントがございまして、150本ものツバキの植栽をされたということでございます。

議員からの提案であります町制施行30周年にむけての町木でありますツバキの植樹のイベントにつきましても、先ほどと同様、検討会が立ち上げられますので、その中での協議になるかと思えますけれども、先ほどからの執行部からの答弁でありましたように、鎮西山におきましては、今年度再生計画の中もでき上がるということでございますけれども、その中でこのようなツバキの植栽も中のほうで行われてはと思っております。

また、各地区での植栽の推進につきましても、今回のこの検討委員会の中でお話をされるような議題のほうにはつけていきたいと思っております。

○産業課長（小野清人君）

大川議員の質問の中で、各地区の進捗はいかがかという質問がございましたので、私のほうからお答えいたします。

現在のところ、各地区からの要望は上がってきておりません、残念ながら。来年度に向けて、来年度、大川議員言われるように、30周年でございますので、そういうところで強く要請をしまいたいというふうに思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

この件についても、本当に何回となくお願いをしまっておりますけれども、一番冒頭に言いましたように、これまで産業課長、努力をしてもらっておると思いますが、なかなか地区の方々には受け入れにくいといいますか、してもらえない。ただしかし、今回は、30周年記念の年の記念行事の一環としてという大義を立てれば受け入れてもらいやすいんじゃないかという思いもしますものですからお願いをするわけであります。

それと、このツバキの、参考までに花言葉をちょっと調べましたところ、赤ですね、ヤブツバキの赤色、このヤブツバキの花言葉が謙虚な美德、控え目なすばらしさ、気取らない優美さ、そして、これはオトメツバキですか、ピンク色。これは控え目な美、控え目な愛、慎み深いというような意味の花言葉があるそうです。そういう意味からも、これまた先ほど同僚議員ありましたように、五万ヶ池周辺には、前回もヤブツバキとオトメツバキ半分ずつですかね、植栽をされたようにお聞きしております。そういうことで、赤、ピンクの何といいますか、色合いの組み合わせで、本当にきれいに咲いたらすばらしいだろうというのが目に浮かんできますし、それが五万ヶ池の水面に映ってすれば、なおきれいだなというのが想像されるわけですが、ぜひ近い将来、そういうふうになればなあというふうに思っております。

また加えて、学校現場の先生に「このツバキの植栽どうですか」というお話を聞きました。というのが、前回の子ども議会の終わった後に、そのとき議員となった生徒さんあたりと話

す機会がありましたが、「私はツバキが町の木で知らんやった」というふうな声を何回となく聞いたわけですよ。そんならやっぱ子供さんたちにも、町の木はツバキですよ、町の花はサルビアですよというのをもっと認識をしてもらいたい。また、一般の方もそうですけどね、してもらいたいという思いが強くそのときありました。

ですから、小学校にも中学校にも、ぜひ植栽をお願いしたいと思いますし、加えてサルビアの花言葉が尊敬、それから知恵、それから、家族愛というような花言葉があるそうですので、その学校の先生いわく、自分もサルビアにはそういう花言葉があるとは知らなかったけれども、そういう意味合いがあるならば、ぜひ学校の校庭ですかね——に、ツバキもそうだけど、サルビアもぜひ植栽をしていくようにしていきたいというふうなお話も聞いたことがございました。

そういうことから、何といてもツバキは町の木、町木であります。どこにあっても、それはあれば余計に先ほど出たように、「つばきの森トレイルラン」とキャッチフレーズがあるように、どこに行ってもツバキの木がきれいな花を咲かせているということは、もうすばらしいことじゃないかと思しますので、毎回申し上げますが、これからもツバキの植栽をぜひ拡大をしてもらおうようにお願いをして、この項は終わります。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項2、国保広域化の進捗状況は、質問要旨、市町の試算が示され、上峰は6.78%増で30,800円の増額となっているがその経緯は、引き続きまして、最終的な見込みは、どうなるのかについて答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項2の国保広域化の進捗状況はについてですけど、一括ということでしたので、2つまとめて一括して御回答差し上げたいというふうに思っております。順番にいきますので、よろしく願いいたします。

要旨1、市町の試算が示され、上峰は6.78%増で30,800円の増額となっているがその経緯はに関して、まずは答弁をいたします。

本年11月中旬ごろに新聞紙上で、各市町の平成30年度標準保険税率、これは仮算定と言われるものですが、によりますモデル世帯の年間保険税額が発表されました。あくまでもモデル世帯で、このケースが夫42歳、所得2,330千円、妻42歳、専業主婦、それと子供10歳、7歳の4人世帯を想定したケースでございます。

このモデルケースを算定した場合であり、県内市町の横比較のために参酌したケースとなりますが、当町の国保加入者の状況を鑑みますと、60歳以上の割合が半数を占めており、単純な評価はできないものと考えております。つまり、所得や家族構成など、状況が違えば、

算定結果は異なる旨、あらかじめ申し添えをいたします。

さて、仮算定において、増になった経緯とのことですが、上峰町は、これまで単年度赤字、累積赤字もなく、健全に国保財政を運営してきましたが、来年度は診療報酬改定年度でもあり、今後の医療費水準の見込みや、被保険者数の減少によります1人当たり医療費の増加など、複合的な要因も背景として考えられます。

また、現状は、仮算定の段階であり、確定値を用いたものでないということがありますので、今回の仮算定とは異なるものとなり得る見込みもあり得ます。そういった諸条件を踏まえ、これから各市町は、県が提示した標準保険税率、これは確定係数のことなんですけれども、これを参考にして、保険税率を定めることとなります。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

続きまして、大川議員の質問事項2、国保広域化の進捗状況は、要旨2、最終的な見込みは、どうなるのかに関して答弁をいたします。

最終的な見込みについては、仮算定の段階であり、流動的な要因も多いため、現段階での即答はいたしかねますので、あらかじめ御理解いただきますよう申し上げます。

ただ、本町の場合、幸いにして、現在、現段階において、単年度赤字や累積赤字は発生しておらず、基金を保有して運営している状況でございます。

しかし、傾向としまして、被保険者数が少なく、減少傾向である小規模被保険者でございますので、高額な医療費を要する被保険者が生じると、全体に与える寄与率も高くなり、財政が不安定になりやすいリスクを抱えているということ。そして、全国でも有数の医療提供体制が整っております久留米医療圏域と隣接している地域的特性、それと3つ目といたしまして、先ほども申し上げましたが、被保険者年齢構成割合は、65歳から69歳が最も多く、65歳以上の割合が被保険者の約半数を占めているということ、そして、次年度は、診療報酬改定が予定されていることから、診療報酬の状況も予測に加味する必要があることなどから、現在の強みや弱み、将来予測を踏まえ、今後、どうあるべきかを十分検討した上で、町として方向性を定める必要があるかと考えております。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

今説明いただきました。確かにいろんな試算、今現在は試算なんですけど、積算する場合には、いろんな条件といいますかね、例えば、人数の問題かれこれあって、なかなか難しいと思いますが、今回の行政報告の中に、昨年から比べれば、五十七、八人ですかね、その国保の該当者が減ったというふうな数字も示されておりましたね。多分1,820人程度だったかと思いますが、前年から見れば減ったというふうな話。それやこれやをこう考えますと、どうかなあとという心配もあるわけでありましてけれども、そう言いながらも、やはりもう少し時間がたたないと、きちんとした数字が出てこないということは当然のことだと思います。

ただそのときに、前は12月末だったかな——に示しができるんじゃないかというふうな話があっただけだと思いましたが、この保険税が大体こういうふうに広域化になるということ考えたときに、一般の方の受けとめとしては保険税は高くなるんじゃないかというので、安くなるだろうというのが大方の味方かと思うわけですね。ただ先ほども言いましたように、赤字になっている団体とかかれこれについては、そうじゃない場合も当然あることだと思います。ただ、うちの場合は、繰り返しになりますが、10年ほどはもう黒字経営で来ているということは、再々お聞きしておるものですから、ですから、今の額、何かひょっとしたら、安くなるんじゃないかなというふうな気持ちでございましたが、ただ試算といえ、ちょっとアップした数字が示されたものから、えっ何でというふうな思いがしました。

それと同時に、これまた保険税が上がった場合に、増額した場合に、一般の方々にそれを説明ですね、こういうふうで上がりましたというふうな説明をきちんとするには、半年ぐらいは必要じゃないかというふうなことも、これは新聞紙上ではありますが、示しがされておりました。

そうすると、12月の末に大体これぐらいというのが出たときに、仮に上がったとして、皆さん方に今回はこうこうこういうことでこれだけ増額になりますというのを説明し、理解をしてもらうためには、年度末までに3カ月ぐらいしかないということになるわけですが、その辺は、どんなでしょうか、ちょっと心配の向きもあるわけですが、その辺についてはいかがでしょう。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

現在のところ、仮算定の状況でございまして、確定数値を使ったわけではございませんので、あくまでも仮定の話ということで言われているものだというふうに認識しております。

その際には、仮にちょっと今お示しするというのが、国からの本係数が12月の末ごろではないかと言われております。その後から試算の作業をいたしますので、実質どうでしょうね、12月末から1月ぐらいいかけてというような状況になるのではないかなというふうに考えているところではあります。

その後、仮になんですけれども、上がったという状況になれば、当然広報とか、そういうふうなところでいろいろ御説明は加えて、御理解いただくような形じゃないかと思っておりますけれども、ただ実際のところ、いかんせん、そこまでのまだ状況にはなっておりませんので、一応予備的にはそういったことも考えておく必要があるだろうというふうには思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

この件については、もう前回は説明いただいたりしながら説明もお聞きしている中で、なかなか難しいといえますかね、なかなか実数をつかむには大変だなという思いがしております。

ますが、先ほど言いますように、やはり上がるよりか、じゃないのが町民の皆さん、ましてや私たちも含めて、それが希望でありますけれども、最終的にどうなるかわかりませんが、もし実数的にきちんとなってきたときには、おくれることなく、お知らせをいただきたいと思えます。

それと、先ほど課長から言われたように、一般の方々への伝達と申しますか、啓蒙と申しますか、それもおくれることなくやってもらって、誤解がそこに生じないように、ぜひお願いをして、この項は終わります。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、2時40分まで休憩いたします。休憩。

午後2時23分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

それでは、質問事項3番、部活の外部指導者要請の必要性とその対策は、質問要旨、その後の検討はされたと思うが対応はどう考えているのかについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員の質問事項3、部活の外部指導者要請の必要性とその対策は、要旨1、その後の検討はされたと思うが対応はどう考えているのかという御質問についてお答えをいたします。

外部指導者につきましては、ぜひとも取り組みたいと考えております。

議員御案内いただきましたとおり、国の事業が出ております。佐賀県からは、国の事業を活用し、平成30年度の研究事業として希望調査が来ております。事業名は、平成30年度部活動指導員活用研究事業という名称でございます。中学校からの要望を聞き、1名の希望を出しております。

また、部活動の種目につきましてお尋ねでございましたが、部活動の種目については、今後、教職員の異動もあることから、特定をせず1名の希望というところで提案をさせていただいております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

私が知り得た資料では、補助の概要として、これは国の示しの部分でありますけれども、1校当たり3人程度の部活動指導員を計画的に配置するというふうなことが言われておまして、だから、私は3人ぐらいかなという感じでおりましたが、じゃ、今現在、中学校の部活を担当されている先生で、未経験者、例えば剣道の監督になっているけれども、剣道したことがないとかという方もひょっとしたらおられるかなと思いますが、そういう先生は何人ぐらいいらっしゃいますか。まず、それからお聞きしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員お尋ねの——人数でお願いします。種目を特定すると、また教師に差し支えますので、恐縮ですが。

学校のほうからは、2名ないし3名の希望をとということで当初お話があっておりました。ただ、議員の御案内のとおり、国の補助事業について、県の、また費用負担等もございまして、その中から県のほうとの調整の中で、上峰町においては、まずもって1名ということで提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そうすると、今、課長答弁の中で、最初3名希望された。けど、県のほうからの指示というか示しで1名されたということでありますが、ちょうど、さっきもありましたように、3月には異動でかわられるからどういうふうになるか、ちょっと今のところわかりませんがね、仮に今言う3つの部、あるいは4つの部がどうしてもというようなことになったときに、じゃ、そこは指導者不在のまんまでいいかという、それは絶対できんと思うわけですよ。だから、今度は未経験者の方にとっても、なかなか今度は受け入れがしにくいという、できないというようなことも出てきやせんかなということも思うわけですよ。そしたら、やっぱし学校サイドがこの部と、この部と、この部がということであれば、それに見合うだけの人数は要望をして、そして、指導者を探すというかですね、頼んでいかんといけんじゃなかかと思いますが、その辺いかがですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員お尋ねの中で2つ考え方がございまして、今も指導者にプラスして民間の指導者の人をボランティア等できていただいております。

これに対して、国の今回の御提案は、国のほうから補助、予算をつけるので、地域のほうで雇用していただきたいと。さらに、この指導者は、教員になりかわって土日に試合に、この人がついていくこともできる。今の制度だと、試合には必ず学校の教職員がついていかななくてはなりませんが、今度の新しい制度であると、この方が試合に引率していくことができることで、教職員の負担を軽減することができるという仕組みになっております。

この指導員を、また、議員御案内のとおり、地元、地域のほうで探さないというふうな

制度になっております。今、中学校のほうでは、希望される部において、指導者を地域の方にお声がけをしたりということもされております。その中で、1名についてはある程度めどが立っておりましてので、それも含めて今回の研究事業については1名の御提案をさせていただいているところでございます。

その他、先生の指導力不足については、従前のボランティアの指導者とか、スポーツの推進員とか、体育協会とか、そういうところとまた御相談しながら進めていくことも可能かというふうに考えています。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今の中学校の部活の現状の一端を耳にしたのでは、野球部が以前は優勝してみたりということもあったかと思うけども、今は部員数が極端に少なくなって、例えば北茂安、例えば三根と合同チームをつくらんと試合に出られんような状況があるようなことも聞きました。そういうことも考えると、何でというような気もしますけどね。それはもう、もう一つ聞いてみると、硬式のほうに行く生徒がふえたとか、いろんな理由があるようにも聞いたですけどね。そういう中で、前回の子ども議会の中でもこの関係の質問があったときに、強いスポーツ部をつくってというようなこともですね、質問の中に加味されて出ておったようにも思います。

そういう意味合いからすると、やっぱりもうきちんとした指導者を早く確保して、あきの時間がないように、不在の時間がないように、きちんきちんと的確なる指導をしてもらうようにしていくことが絶対必要だとも思うもんですから、ですから、先ほど言いましたように、未経験者の人がやむなくということじゃなくて、そこにどうしてもいらっしゃらなかったときには必ず外部からお願いをしてというふうに、きちんと補助というか補填をしながらですね、指導をしてもらうということを常々からしていかなといけんじゃないかという思いがあったもんですからね、だから、ここに1校当たり3人という枠があるなら、そういういっぱいお願いをしてということにしていくべきじゃなかろうかという思いがしたんですが、県のほうが1名という示ししかされていないならば、今言われたように、予算の関係もあるもんですからね、それ以上は無理かなというような感じがするわけですが、やっぱり今後またずっと人員配置が異動かれこれかわったにしても、そういうふうなことでの不在の時間になるべくないように、そして、せっかく子供たちが頑張ってる、今は正式な部としてはないけれども、柔道をやってる子も結構ふえてきているような話も聞くしですね、じゃ、やっぱり上峰にも柔道の指導者の方をおいでいただいて、部としてさらにきちんと指導してもらおうよということも今後は必要じゃないかという思いもしますからね、その辺をぜひ、繰り返しますが、不在の期間がないように、その都度きちんきちんとやってもらいたいと思いますので、その辺のことをいま一度、決意のほどっちゃちょっと大げさですが、その

辺のことをいま一度聞かせてもらって、この項は終わります。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ありがとうございます。特に今、議員お話しいただきました野球部については、本当に小学生のときにですね、優秀な子供たちが、もうそのまま中学校で硬式のほうに行ってしまう関係で、軟式のほうの部のほうが人が集まらないというような状況にもあります。ここも指導者が野球部につくことによって、また、子供たちが盛り返すということもまた1つ出てくるかなと思います。また、御案内いただきました柔道とかですね、新しいスポーツ、今、部になっていないところにも子供たちがあちこちよその部に行ったりとかしています。なかなか中学校の部、本当に300人の子供たちを、部がたくさんあって、みんな何かこう好きなというですか、優秀なところに集まっちゃうと、片一方のほうになかなか部として成り立たないというような、この痛しかゆしの中で学校のほうも進めているところではございます。

そういう実情もありながらですね、優秀な指導者を確保していくというのが一番大事なことというふうに思っております。これについては、中学校の校長先生、教頭先生も認識一緒でございますので、今後、人事異動とも絡みながら、人員の確保、また、今回は研究事業ということで1名でございますが、今後この制度がですね、できれば、佐賀県としても予算がついてこようかと思えます。そのときには、上峰町からも言っていきたいというふうに考えておりますので、あわせてよろしく願います。ありがとうございます。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項4、いじめ、自殺防止対策について、質問要旨1、近頃、いじめによる自殺があちこちで聞かれるが、その防止対策は万全かについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員の質問事項4、いじめ、自殺防止対策についての要旨1、近頃、いじめによる自殺があちこちで聞かれるが、その防止対策は万全かという御質問にお答えをいたします。

平成29年度、文科省において、いじめの防止等のための基本的な方針が改定をされました。いじめのさらなる早期発見、いじめの解消への取り組みが盛り込まれております。小、中学校で取り組んでおります児童・生徒へのアンケートにおいて、より丁寧に、初期の段階から対応できるようにし、いじめにつながらないように取り組んでいます。

中学校においては、毎週金曜日に行っておりましたアンケートを木曜日に実施し、翌金曜日には対応できるようにいたしました。

また、小学校においても、年2回の佐賀県生活アンケートとともに、学期ごとに2回のアンケートを引き続き実施し、早期発見、早期対応に行っております。

また、御質問のところで、保護者の皆様からはいじめがあっているんだよと、本当のところはどうかということでのお話も聞きます。

29年度、いじめ、これはいじめには覚知と、それから認知というふうに定義がございます。以前も御案内しましたが、覚知とは、いじめられているんじゃないかという状況に気づくこと。そして、認知とは、それがいじめであると認定することというふうになっております。そういうところで、この定義が少し変わったことによるものもございますが、29年度、いじめの覚知、要するに、いじめられているんじゃないかというアンケートの中で出てきておりますのが中学校で4件ございました。そのうちに、いじめの認知、要するに、これがいじめであるということで認めたものが1件ございます。すぐに生徒、それから、両方の保護者とともに話し合いを持っております。現在はこのいじめについては解消をしておるところでございます。これは、状況といたしましては、いじめられているということについて、その受ける児童が心身の苦痛を感じている、いたずらを受けたではなくて、いじめられたという苦痛を感じているというときに、いじめとして認知をするようになっております。

そういうことで、今回1件は、その生徒が精神的な苦痛を感じていると申しておるところから、いじめとして認知をしたところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

去る10月27日の、これ、佐賀新聞だったんですけどね、県内のいじめが大幅に増加した、556件。そのうち、小学校が特にふえて、前年度、15年度の1.4倍、268件起きたと、16年度がですね。これは過去最多であるということ。それから、中学校における暴力行為、これが、16年度が121件起きて、これまた前年から比べれば倍増しているというふうな記事が載ったわけなんですよ。ですから、先ほど言いましたように、ほんのちょっとしたことで、いじめ、そして、もういっちょ最悪な場面にということが起こり得るものだから、上峰の学校からはね、もういつかも言ったように、過去にも苦い経験があるものですからね、ぜひもうこういうことはあっちゃいけない。だからこそ、もうこういうふうな記事が出るたびに、うちはどぎゃんなとっじゃろかいという話になるわけですよ。これはもう議員皆さんそうだと思います。そうすると、繰り返しになりますが、ここで聞けば、ありませんと答弁が来るけども、保護者からはつぶやき程度というか何というか、いや、学校はあげん言うばってん、ありよつとよ、こうこうよという話も聞こえてこんじゃないわけですよ。ですからやっぱし、よく言うように学校と地域と家庭と連携をして、いろんな場合はみんなで気配り、目配りやって、いじめ等についても防止していきましょうよというのがもう、うたい文句的にいつも出る。ただ、実際はそうじゃない部分が多かわけですよ。だから心配するわけ。だけんが、ほんなこつかいて、つい疑いの言い方になってしまうわけ。だから聞いているわけですよ。

幸い今言われたように、4件あったけれども、1件がいじめだと認定し、あとは気づき程度のことで、認知したことも、もう今はおさまってるというようなことでちょっと安心はし

ましたけれどもね、何遍も言うように、本当もう大したことない、ほんのちょっとしたことが始まりで、もうすぐ大きく発展することはもうあるけんですね、やっぱしもうさっき言った目配り、気配りはもちろんだけど、やっぱし子供たちのいろんな、先生ちょっとこれ聞いてとかね、いろいろあると思うわけ。だから、そういうふうな兆候というか、そういうことはもう絶対見逃さんようにぜひやってもらいたいと思います。

そういうふうでやってもらっていると思いますが、今後について、さらにもう気を引き締めて当たってもらうという意味で、もう一遍ちょっと答弁をお願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大変ありがとうございます。今回の改定によって、地域の方、保護者の方たちの認識と、アンケートから来る統計の数字がより現実に近いものになったというふうに考えております。学校側からは、覚知、いじめがわかっただけでもうすぐに教育委員会のほうに連絡が来るようになっております。そういう中で、連絡を密にしながらすぐに対応できるようにというような仕組みづくりもできておりますので、今後ともいじめの防止についてはしっかり取り組んでまいります。本当にありがとうございます。（「じゃ、次お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、指導死。教師のきびしい指導が原因の自殺をどう考えるか、また対応はについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員の質問事項4、いじめ、自殺防止対策についての要旨2、指導死。教師のきびしい指導が原因の自殺をどう考えるか、また対応はという御質問についてお答えをいたします。

いじめと同じ構造である上に、加害者が教師ということで、本当にあってはならないことと考えております。

報道によれば、身体ではなく言葉による暴力は、教師なら誰でも加害者になり得ることを秘めているというふうにしております。上峰小、中学校においては、職員会議での情報共有、また、スクールカウンセラーの時間拡充により、町費をつけていただきまして多くの時間をその児童・生徒の悩み解決のために、スクールカウンセラーの時間を拡充していただいております。こういうスクールカウンセラーを活用しながら、児童・生徒の悩み、また、命の自殺防止に取り組んでまいっておるところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

この関係については、これまた新聞からということで本当申しわけないけど、11月18日から11月21日まで佐賀新聞で連載された中に、指導死関係を事細かに、例えば、福井県の池田町立池田中学校の問題、それから新潟県立の高田高校の問題等々が掲載されておりました。

その中で、これまで平成に入って以降、小、中学生、大学生まで入れて、指導死した生徒が64人いるという統計というか数字が出ているようです。ですから、これまでは指導死というのはなかなか聞かなかったわけでしたが、今回この特集見てですね、私も本当びっくりしたような格好なんです、この中で言われているのが、やはり各クラスに担任と副担任といらっしゃって、担任がいろいろ、例えば、大川なら大川という生徒に、おまえ、こうこうこうでこうぞと厳しくやられた。そうすると、大体言うと、どちらかは、片一方が厳しくどんとやったら、片一方は慰めるというか、そういうふうに、緩急のあれをするのが普通だろうけども、池田中は副担任もまたいろんな自分のやることをやってないということを理詰めでもう厳しくやると。そして、そのそばにおった生徒たちが、もうびっくりするぐらい厳しくやられたと。だからもう、自分の取りつく島がないみたいなことで追い込まれて最悪な状況になったというようなことも載ってました。

そういうようなことで、確かに私も時と場合によっては厳しくせんといかんというのは、もう十分思っています。ただ、もうとことんやってしまうと、本当子供たち、私たち大人もそうだけど、どこに逃げようもない、逃げ場を失ってしもうてできんというようなことになるから、その辺は、やっぱし厳しく指導する中にも優しさを含めてというか、そういうような感じでしてもらわんといけんだらうと思うし、今度は、先ほどもちょっと触れたように、先生にこれこれはどうですかという質問、あるいはお尋ねしたときに、知らんふりをしなく、もうその都度、幾ら小さいことでもきちんと対応して、聞かれたら、これはこうぞ、ああぞというふうにしてやっていかんことには、自分はもう無視されているというような思いを、特に中学生あたりはもう多感な時期でもあるからですね、余計に思うと思うわけですよ。ですから、その辺を、うちの学校の先生には小学校も中学校もおってなかつたと思うけれども、確認のためにその辺、教育委員会でどういうふうに把握されているかということ、できればちょっとお聞かせください。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員からは、そのいじめというんですか、指導死の、本当やるせないところを御紹介いただきました。担任と副担任がですね、本当に両方ながら追い込んでしまつて、生徒の心のよりどころとか逃げ場がない、そういう状況に追い詰めてしまつている、本当大変あるまじき行為だったというふうに私どもも思っています。

さきに、先日、中学校のほうで、教育委員会、それから東部事務所からの指導というところで時間がありました。そういうところで、学校の先生の授業風景とか、それから日ごろの行い、それから朝の登校指導から、一日ずっと見せていただく機会がありました。そういう中で、上峰中学校、小学校においては、やっぱり挨拶から笑顔で学校に来る、中学校の校長先生のおっしゃるには、中学校に来ることが楽しい、そういうふうな学校づくりを目指していますということで御報告されておりました。上峰、本当にいい学校だということで言つて

いただいておりますので、今後も、本当笑顔でみんなが仲よく信頼し合ってやっていると
ころ、また、教師が児童・生徒の模範となるような教師像を目指すというところで組み
をされておりますので、引き続き、そういう校風をつくっていただきたいというふう
に考えております。

以上です。ありがとうございます。（「よろしく願いしておきます。次にお願いしま
す」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項5、部下による管理職の評価システム導入はどうか、質問要旨、部下の評価を通
し、自らを振り返り、マネジメント力向上につなげる目的で県はずでに導入している。町も
働き方改革の一環として導入したが良いと思うがどうかについて答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

続きまして、質問事項の5、部下による管理職の評価システム導入はどうかの部下の評価
を通し、自らを振り返り、マネジメント力向上につなげる目的で県はずでに導入している。
町も働き方改革の一環としての導入にということで答弁申し上げます。

県につきましては、議員言われるとおり、部下が管理職を評価する仕組みを今年度導入
されております。

目的といたしましては、管理職員みずからの気づきによってマネジメント力を向上させ、
県民の皆様の御期待に応えられる組織を目指すというような目的でございます。

本町におきましては、平成28年10月より人事評価制度の導入を行っております。半年ごと
の自己評価、1次評価、2次評価、そして、ことし1年目になります9月末をもって、業務
評価に加え、能力、態度評価を実施いたしました。その中で、まだ1年目ということで、職
員の中には、まだこの評価制度内容把握に理解が薄い職員も見られます。今後は、研修や面
談等により理解を深めてもらうことが大事ではないかと思っております。

そういうことで、部下が管理職を評価する仕組みですけれど、この制度につきまして、町
政のさまざまな課題への対応や働き方改革などを進めていく上でも重要であることは理解い
たします。しかし、先ほど述べましたとおり、本町の場合において、現行の評価制度がやっ
と2年目に入ったことでもありますし、まずは現行制度を職員に御理解いただくことが先行
ではないかと思っております。

それと、この現行制度のマニュアルの内容につきましても、1年過ぎた今、精査したほう
がよいとの意見も出ておりますので、とりあえず今の現行の評価制度の確立を目指してい
きたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、課長からは、まだ職員さんの評価制度が始まってやっと1年たったぐらいだから、そっちを先行して、まだ管理職評価はという話だったけれども、県は、今言う人事評価制度は既にされておる中で、また今回、管理職評価も取り入れたというふうになっているわけでしょう。じゃあ、状況としては、うちとあんまし変わらん状況じゃないんじゃないかなろうかと思うわけですが、その辺は、済みません、私は確認していないが、課長のほうで確認されておるとしたら、県のほうはどうか、ちょっと教えてください。

○総務課長（江崎文男君）

県のほうの、今現在、上峰町で行っております評価制度については、もう5年以上がたっているかと聞いております。そういう中で、人事評価をした中でのいろいろな面でもその内容については、その評価をもとにしてされているということを知っております。よって、今現在うちが、上峰町がやっと2年目に入りました今の現行の評価につきましても、ある程度県のほうも、職員さん、管理職の方々が自己評価、またはそれに対する管理職さんが行う評価ですね、それがある程度の位置にもう達しているというような判断の上でこういうふうな形になったかと思うところであります。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そしたらですね、今、県のほうは、人事評価はもう5年ぐらいたっていると。5年ぐらい経過したところで管理職評価を始めたということであるとするならば、じゃあ、うちの場合も、この人事評価も、今が1年目だとして、あと三、四年した後では、これを導入することは大いに賛成というか、可能だということでは捉えていいですか、その辺ちょっとお願いします。

○総務課長（江崎文男君）

ここに県のほうの部下による管理職評価結果のお知らせとか、仕組みを導入します等の資料を、一応私としても中を精査いたしております。

今回の、部下が上司に対する評価につきましても、基本的に、今、議員さんのほうも言われたとおり、アンケート方式になっております。

このような、今の現在の、この県のやり方であれば、本町においても、3年後ぐらいに、ある程度うちの評価制度がめどど立った中では、うちのほうも、このような中身であればやっていけるのではないかなとは思っております。

○8番（大川隆城君）

県の、この管理職評価については、知事は対象外ということでもあります。だから、我が町で考えれば、町長は対象外になることは当然だと思います。

そこで、副町長にお伺いします。

今、課長からは、二、三年たてばというような話もありましたけれども、そのことについて

ては、もう長年の行政マンとしての経験が豊富でありますので、その辺も含めて、今回私がどうだろうかということでお伺いしているこの管理職評価についてどういうふうにお考えか、一言お願いしたいと思います。

○副町長（森 悟君）

先ほど来、議員御案内のとおり、佐賀県におきましては、この評価システムを採用しておるということを私も伺っておるところでございます。

それから、他市におきましては、もう10年来、通常の部下の人事評価システム、これを行ってきております。私も以前からそのような経験がございます。もう10年ぐらいたちます。しかしながら、まだ部下からの人事評価というところまでは、佐賀県のほうは先行しておりますけれども、ほかの市町ではまだ聞き及んでおりません。

立ち返りますと、先ほど総務課長からも、町での人事評価システムの内容が説明されました。まだ1年がやっと終わった段階でございます。その評価システムそのものも、まだまだ改善の余地があるかと私は考えております。そのシステムをもっとよりよいものにする、そして、先ほど総務課長が答弁しましたように、各職員がまだ1年ということで、完全に理解していない、このシステムを熟度を高める、そういったことがまずはこの町では望まれると私は考えます。

したがって、2年目に入りました今からは、まずは先ほど、中身をもっと改善すべきものは見直しながらですね、そして、この現行制度の充実を図ることが肝要かと、そのように考えております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

とにかく今現在の評価制度がまだ1年ちょいぐらいだから、改善の余地もあり、いろいろまた精査する部分もあるからという話、言われてみればそうかなとは思いますが、私は、課長さんたちには失礼なあれに聞こえるかもしれんけれども、自分ではもうこれでちゃんとやっているという思いがあたりになって頑張ってもらっていると思うけれども、担当課の職員さん、あるいは課は違う職員さんにしてみれば、もうちかっとうしたらというふうな思いもあるんじゃないかなというの推測されるわけですね。ですから、職員さんの評価ももちろん当然きちんと、もっとよくなるようにということで評価はしてもらっていると思いますから、それに加えて、まとめていくチームリーダー的な管理職、課長さんたちも、自分の思いがちょっと方向が少しずれたかなというようなことを、さっきもあったように気づかせてもらうという意味合いから、こっちがこうだから、まだまだ時間的にというようなこともわからないじゃないけれども、同時進行的にやってもかえってよかつちやないかなという思いもですね、するもんですから、幸い、県がことしから始めたならば、いいことはどんどん取り入れていいという意味で、やってみたらどうかなと思って、この質問をさせて

もらってます。

今後については、新聞報道等では、国や他県でも導入がふえているというコメントも出ておりますが、そこで、先ほどもありましたが、知事のコメントとしては、自分がやっていることがどう思われているのかという気づきをマネジメント力向上につなげ、県全体を風通しよくしていきたい。だから、それを町に置きかえれば、庁内の風通しをよくするために、今言うお互いに気づきをさせてもらいながら、課長については、管理職については、マネジメント力をもっともっと向上してもらって、よりまとめてですね、していくということになってもらえればという思いで質問させていただきました。今すぐにどうかということは無理ならば、先ほど課長から示しがあつた、3年後、4年後ぐらいをめどにですね、ぜひこれも導入してもらえればということ強く要望をして、この項を終わります。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

これで8番大川隆城議員の一般質問を終了いたしました。

引き続きまして、3番田中静雄君より一般質問をお願いいたします。

○3番（田中静雄君）

皆さんこんにちは。きょうは私がどうやら最後の予定らしくて、いましばらくの間、御辛抱をお願いしたいと思います。

では、通告書に従って順次質問をさせていただきます。

まず、勉強できる環境づくりということで、これは先ほどの上峰中学校子供クラブの中でも質問をされました。これは全く同じことであります。

それで、子ども議会開催、11月10日に行われましたけども、きょうで約1カ月ということですけども、その後、教育委員会としての対応はやりましたか、どういうことをやりましたかということを質問させていただきます。

1カ月になりますけれども、これは子供たちの切なる願いが入っていると思っております。子供たちが勉強しようという意気込み、これは我々大人が大切にしなければならない、そして、対応策を考えていかなければならないと私は思っております。そういうことを考えて、1カ月の間ですけども、その対応がどうされていくのか、答弁をお願いしたいと思います。

次に、2番目、上峰町図書館内での環境づくり。要は、図書館内での勉強できる環境づくり、これができないのかどうか。

さきの子ども議会では、全て把握したわけではないですけども、町民センターの一室を利用して何か勉強できる環境づくりができないだろうかという御質問が主なところだったと思っておりますけども、私は、この子ども議会がある以前から図書館内での子供たちに対して勉強できる環境づくりができないだろうかという考えを持っておりました。そこで、こういう質問になったわけでございますけども、それと、今現在、上峰町図書館への入館者数は年間ど

れぐらいおるんだらうかということで、ひとつ参考意見に聞かせてもらいたいと思います。

次に、2番目の項目として、学校給食無料化について。

これは既に実施済みでありますけども、給食無料化後の効果はということで質問をさせていただきます。

どうも私は、この学校給食の無料化が実施されて、どうも効果が出始めているのではないだらうかなという考えを持っております。学校給食無料化について、上峰町の存在感を、これを町外に発信をされました。非常に私はいいことだと私は思います、発信するということはね。上峰町の存在感を知ってもらおうということで非常に大事なことです。この効果がそろそろ兆候が見え出してきたんじゃないだらうかということで質問をさせていただきます。

いろんな効果、変化の把握の仕方があると思いますけども、町内外での反響、それと、人口増への影響、または学力向上への影響、これらの兆候がちらほらと見え出してきたんじゃないだらうかなという考えを私自身が持ってしておりますので、この辺の感触を、特に教育委員会の方には答弁をお願いしたいと思います。

その次に、給食無料化による効果検証の考えはということで、これが実施されて兆候は見られるかもしれんけども、まだ時期尚早で検証効果までは、効果の検証をするまでは至っていないかもしれませんが、いずれは効果の検証をする必要があると私は考えておりますので、その辺のお考えをお聞きいたします。

それと、3番目、総合戦略「しごと」づくりについてお伺いをいたします。

「しごと」づくりの中で、特に主張されていたのは、農業関連技術拠点の誘致、これの現在の進行状況をお尋ねいたします。その中で農業関連企業の誘致、もう一つはバイオマスエネルギー産業の誘致、この2点について現在の進行状況をお伺いいたします。

以上で私の質問項目説明を終わります。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、勉強できる環境づくり、質問要旨1、子供議会開催（11月10日）後の教育委員会の対応はについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

3番田中議員の質問事項1、勉強できる環境づくりの要旨1、子供議会開催（11月10日）後の教育委員会の対応はという御質問についてお答えをいたします。

教育委員会においては、かねてより子育て支援の一環として、児童・生徒や保護者の皆様が集まれる拠点の必要性について議論をしてきたところです。

また、早急な対応としては、町民センターのスペースを貸し出しできないかを検討をいたしました。団体登録による責任者について解決できれば貸し出しが可能と考えています。児童・生徒が勉強している時間帯の見守りをどう行うか、これが当面の課題となっております。

ろでございます。

また、1つ御案内をさせていただければ、子ども議会の際は、町民センターの環境づくりについて御質問をいただきました。それと同様な取り組みとして、地域未来塾ということで、毎週水曜日に、場所は中学校でございますが、そちらで、塾、地域未来塾という形で子供たちが勉強できるスペースづくり、また、そこには指導者を3名、地域の方を雇用して御指導いただいております。こういう取り組みについても行っておりますので、別途御案内させていただきます。ありがとうございます。

○3番（田中静雄君）

先ほどの回答では、町民センターの貸し出しとか、それから地域未来づくりということに取り組んでいくということなんだろうと思いますけども、これは、子ども議会開催後に対応されたものかどうか、お伺いをいたします。それで、子ども議会後にどういう対応をされたのかということをお伺いしておりますので、その辺も答弁をお願いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

田中議員の質問でございますが、先ほど御案内させていただいた中盤のほうで、団体登録ですね、町民センターの利用の方法として、団体登録による責任者の考え方、また、見守りについて、子ども議会の後、教育委員会、また、公民館の館長と一緒に協義をしておるところでございます。その中で、制度上ですね、子供に貸し出すことによる、その責任者、または見守る人、これが、そのグループ内、また保護者の皆様等で確保できるということであれば、すぐにでも対応させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

余談になりますけれども、自分たちの中学校の時代、このときには、勉強できる環境なんて、とてもじゃないけど考えもしません、考えもつきませんでした。しかし、時代が変わって子供たちも非常に、特に上峰中学校は素直な生徒たちが非常に多いと思います。だから、非常に環境も変わって非常に喜ばしいことでありますけども、この辺は上峰町民センターの一部を貸し出すとかね、そういうことはぜひ取り組んでもらいたいと思います。

なぜ私が今の質問をするかといいますと、既に中学校3年、高等学校3年生、特に今、受験勉強のシーズンの真ただ中です。これから間もなく冬休みがやってきます。家庭で勉強すれば一番いいんですけども、それも、家族の方の理解がなければなかなか真剣になって取り組めない。隣の部屋ではテレビが、がらがらがんがん鳴っている、雑談が多い、真剣になって取り組める場所が限られているわけですね。そういうことで子供たちは、気分転換の一環としてでも、そういう図書館の一室を借りて勉強できないだろうか、という願いが私は入っているんだと思います。

今も言ったとおり、もう冬休みがやってきます。なぜ私がこういうふうに1カ月も足らぬのに質問するかというと、特に中学校3年生は今が一番大事なときなんですよ。そういうところに対して、我々大人が対応していくというのは最も大事だと思いますので、その町民センターの貸し出しというのは、いつごろ実際やられておるのかね、やろうとされているのか、その辺をちょっと具体的にもう少しお伺いをしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

町民センターの貸し出しでございますが、議員御案内のとおり、団体登録ということを経ずもってしていただきます。この団体登録責任者が、そのグループの中に、また、保護者の方であるとか、そういうことが責任者として出していただければ、もうすぐにでも、あすにでも貸し出しすることが可能というふうに考えております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

子供たち、または保護者の方たちからそういう要望があれば、今にでも、すぐにでも貸し出しますということだろうと思いますけれども、上峰町教育委員会として、こういう体制で時間を制限するとか、曜日を決めるとか、そういうことで、すぐに貸し出せますよということ、保護者の方、生徒たちに宣伝、PRをしてもらいたいと思います。そうしないと、子供たちは何もわかりませんよ。そういうことで、ひとつ積極的に取り組んでもらうことをお願いをして、この項の質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、上峰町図書館内での環境づくりが出来ないか、又、図書館への入館者数は年間で何名かについて答弁を求めます。

○文化課長（中島 洋君）

皆さんこんにちは。田中議員の質問事項1、勉強できる環境づくり、要旨2、上峰町図書館内での環境づくりが出来ないか、又、図書館への入館者数は年間で何名かについて、私のほうからお答え申し上げます。

学習スペースの問題については、これまで町議会においてもたびたび一般質問を受け、平成25年、28年の子ども議会においても、図書館を学習スペースとして利用してはとの御提案をいただいておりますので、この場でも図書館の課題としてお答えさせていただきます。

現在、図書館には、閲覧席という形で、東西、図書館の本を読むスペースがありますが、座席数が12席と限られた数字でございます。

閲覧席の本来の目的は、図書館の本を読んだり、図書館の資料を使って調べ物をするスペースとして設置しているものです。

現状で、この図書館の閲覧スペースを、仮に町内の小、中学生、高校生を対象に、学校の

宿題や試験勉強などの持ち込み勉強をしていただく場所として提供すると、席取りなどの問題で公平性や機会の均等性が保てなくなるのではないかと思います。また、席数の問題で、本来の目的で閲覧スペースを利用したい図書館利用者の妨げになるなど、マイナス要素のほうが大きいと考えております。

さらに、単に静かな環境の中で勉強ということであれば、自治体の協力施策として、無料の学習空間の整備を求める議論もなされています。しかし、そのような施設の整備を必ずしも閲覧スペースが狭い図書館の中に求める必要性、妥当性はないのではないかとこの考え方が一般的であり、本質的な考え方だと思っております。

このようなことから、今の時点では、町図書館としましては、図書館の本を読んだり、図書館の本を使って調べ物をしたりしてもらうための場所として、町民の皆様にも有効に活用していただきたいと考えております。

また、図書館への入館者数は年間何名かについてですが、入館者数のデータはありませんので、年間利用者数を申し上げます。

平成28年度利用者は8,763人です。平成27年度7,910人に比べますと、10%程度ふえております。サービス向上にも努めておりますけれども、図書購入費、新刊図書の購入費に比例して利用者の増加という傾向はあるかと思っております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

今、図書館内の入館者、これが27年度と28年度を約8,000人ぐらい言われましたけども、これは本を借りていかれる方だろうと思います。本を借りていく人、その中には、そこで本を読んで帰りにまた本を借りていく人も多分おります。だから、そこで本当は私が知りたいのは、本を借りていく人じゃなくて、貸し出しの件数やなくて、そこで勉強するというんですかね、本を読む人、そういう人たちが何人ぐらいおられるだろうかということが知りたいんですけども、その辺の把握はなされていないようでございますので、質問を差し控えますけれども、私は先ほども言いましたけども、以前から何か疑問に思っておりましたけども、上峰町外の子供たちが、上峰町には図書館はあるけども、あそこでは勉強できないもんねと、そういう声が私のところに入ってきました。だから、私がそこで答えたのは、勉強できるやろかと、本を読むことも勉強の一つじゃなかねと。それで、いろんな調べて、そこでメモ書きをすとか、それぐらいできるやろかと。いや、それもできませんという子供たちの答えが返ってきました。要は、子供たちのいわく、勉強するような環境になってないということが暗に言われました。それで、図書館の中には、広さはどれくらいですかね、ちゃんとスタンドもついて、ちょっとつい立てもついている。あります。多分10カ所ぐらいあるんじゃないかなと自分は思ってますけども、そこを利用する場合、非常に私は疑問に思いますけども、いろんな管理の問題で非常に難しいところがあるんじゃないかと思っておりますけども、1つ、

教育委員会の方々にちょっとお尋ねをしますけども、学習するということはどういうことなんでしょうかね。私は、学習するということは勉強することとっておりました。それで、教育委員会の方に、中島さん、それから教委事務局長、それから教育長代理の時津さんにもお伺いいたしますけれども、学習とはどういうことなんでしょうか。確認のために、ひとつ端的にお答えをお願いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

田中議員の御質問でございます、学習するとはどういうことかと、みずから学ぶ、習うということと理解しております。

今回の御質問いただいている案件、場所の問題は大変重要な問題になっておるかと思いますが、その中で、学習ということは学ぶこと、習うこと、そこに機会を出してつくり上げることが私どもの使命だというふうに考えております。

今回、御質問いただいております町民センター、また、ふるさと学館、そういうところはまたそれぞれの目的、使用の目的もございまして、その中で学ぶこと、習うこと、これらと合致するところで場所をまた求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○教育長職務代理者（時津昌昭君）

皆さんこんにちは。私の学生時代は、勉強するといったら、先ほど田中議員も言われたけども、公共の場で学習するというのはなくてですね、やっぱり限られた自分の家とか、私が通った高校では図書館で早朝から席取りとかですね、そういうところで勉強しておったんですけども、最近の子供さんは、一人ではなんか勉強できないのか、グループで勉強する光景をよく見ますよね。ほかの市町の図書館も私はよく行くんですけども、やはり学習する場が設けてありますね。そこには、学生ばかりじゃなくて一般の大人の方も勉強されていますよね。だから、学習するというのは、生涯学習ですから、自分の考えをまとめたり、試験勉強だけが学習じゃなくて、やっぱり自分を高めるといいますか、そういうことがやっぱり学習するといえますか、そういう考えをまとめるのが公共の場であれば、本を読むばかりじゃなくて、そういう静かさを求めるといいますか、そういったようなところは必要かと思います。ただ、上峰の場合はですね、やっぱりハード的な面がありますから、今後やっぱりその辺のところは議論していかなければいけないんじゃないかと思います。

○文化課長（中島 洋君）

田中議員の学習するということについてお答えいたします。

先ほど図書館で調べ物、本を読んで、図書館の本、郷土史とか、図書とか本とかを調べ物にして学習すると、勉強するという形のところであれば、うちのほう、その辺はちょっと誤解を招いているかもしれません。子供たちも学習できると私は思っております。

基本的に、今さっき私が申し上げましたのは、学校の宿題とか、持ち込み勉強とか、受験

勉強とか、そういった場面で長時間その席を、12席ありますけれども、その席のほうを占有してしまうという場合でしたら、うちの図書館のキャパでしたら、容量でしたらなかなか難しいものがあるというお答えをしたつもりです。学習する子供たちには、私たちは妨げとは基本的には思っておりませんので、その点は御理解ください。

以上です。

○3番（田中静雄君）

どうもありがとうございました。私は端的に、いろんな学習するということについては、いろんな考えがあろうかと思えますけど、私は端的に言うと、学習するということは、私は勉強することだろうと私は思っていました。字引を引いても、学習というのは勉強と書いてあるんですよ。括弧して、中学校の学習するということは、例えば学校の勉強をすると、そういうふうに字引には書いてあるんですね。私も、勉強すること、いろんな範囲というんかね、それがあると思いますが、それはもう仕方ないことであります。

ということで、今、図書館の本を読む場所にはですね、一つの張り紙か何かしてあります。そこは何て書いてあるかといいますと、ここは図書館の本を読むところですと、読むための席ですというような注意書きが書いてあります。学習は御遠慮くださいと、また、自習など持ち込み学習は御遠慮くださいという注意書きが書いてあります。これを子供が見たらどう思うでしょうかね。ここは勉強するところじゃない、書いてもよかろうと思うけれども、本を読むところというて制限されたら書くこともできないというふうに理解するんじゃないでしょうか。

それで、そういう注意書きが書いてありますけども、そういう注意書きになったいきさつというのは、図書館内で子供たちが、実は本読みに来ておっても、騒動をすとか、それから、図書館の資料を、全国版でどこかありましたけども、書くの邪魔くさいもんだから、びりっと破って持って帰るとか、そういうじこうもありましたね。そして、人に迷惑をかけるからということでそういう、ここは本を読むためのところですと、そういうふうになったのかどうか。それとも、今言ったようなことがいろんな課題があるということで、予測のもとにこういう注意書きになったのか、どちらでしょうか。その辺を御答弁をお願いしたいと思います。

○文化課長（中島 洋君）

先ほど田中議員のほうから御指摘のあった、本を読むところという形のところで張り紙をしているのは事実です。学習はできませんというのものも、先ほど私が申しました持ち込み学習等の意味でございます。そういった等を張り紙して、ここは図書館であると、本を読むところであるということが大前提として、図書館法上にも、ここに書いてあるところがございます。基本的にそこを踏まえたところでの張り紙をしていたかと思えます。ちょっと誤解があるとするならば、少し張り紙等のちょっとニュアンス的ものを変えなくちゃいけないか

もしもありませんけれども、調べ物とか、図書を使つての調べ物とか、郷土史の調べ物とか、そういったものを筆記してはいけませんよということ自体には該当しないかと思っております。私からは以上です。

○3番（田中静雄君）

町外にも図書館、または図書室というのはあちこちにあるわけですが、うちの孫も図書館に行くことはありますけども、例えば鳥栖市営の図書館、あそこは、要は学校の道具を持っていっても勉強できるようになっているそうです。もう早いもん勝ちだと、遅く行ったら、もう入れないと、もう早いもん勝ちだそうです。それぐらいに利用者が多いということが言われております。だから、子供たちの勉強しようという意欲、それをできるだけ我々大人が応援してやらなきゃいかんと、手助けをしてやらなきゃいかんと私は自分で思っていますので、ぜひとも図書館も初め、町民センターの一室を借りて、その辺の推進というんですかね、もうどしどしやってもらって、本当は、できたら、今の上峰中学校の3年生の受験に少しでも成績が上がるように寄与する、そういう考えのもとで、一日でも早くやってもらいたいという考えがありましたので、ぜひともそういう子供たちの考えを酌んでもらって、何とかできないものかということで、教育委員の方もいっぱいおられますし、PTAの会長、副会長もおられますので、ひとつ協議会を開いて、ならどうしようかということで、ひとつ検討——要望ですけども、協議をしてもらって前へ進めてもらいたいと思います。

私の要望も含めて、この項の質問は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項2、学校給食無料化について、質問要旨1、給食無料化後の効果（変化）は（町内・外での反響・人口増への影響・学力向上への影響等）について答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

田中議員の質問事項2、学校給食無料化についての要旨1、給食無料化後の効果（変化）は（町内・外での反響・人口増への影響・学力向上への影響等）という御質問についてお答えをいたします。

学校給食費について、今年度7月分の給食費より全額補助という形で無償化に取り組みさせていただきました。本当にありがとうございます。補助の目的は、保護者の教育費の負担を軽減し、家庭生活環境の向上と安心して子供を産み育てやすい環境づくりを支援することとしております。

反響としては、佐賀県内の複数の市町から、無償化に至った経緯や予算額について問い合わせがありました。近く近隣の市町においても給食への補助に伴う動きが出てくるものかというふうに思っております。

また、周囲の市町の保護者の方からも、上峰町の取り組みがすばらしいねというお声もい

ただいたところでございます。

人口増につきましては、平成29年7月以降、小学校で1名、中学校で1名の転入があって
いるところでございます。今後ますますの人口増と学力向上について、目に見えた効果が出
ることを期待しております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

影響については、転入者は、小学校、中学校それぞれ1名ですか、何名かおられたとい
うことが報告でしたけども、たとえ少人数であろうとも、まだまだ給食無料化になって時期が
短いので、期間が短いので、そういうところかなということ、それは納得いたします。

私は、この項目で、先ほども言いましたけども、何か効果があるんじゃないだろうかなと
いうことを感じ取ったのはですね、もちろん上峰町外の方々から、上峰小学校、中学校の給
食無料化になって、上峰町はよかね、上峰町に行こうごたんねと、実際にはまだ行っておら
れないと思いますけど、そういう声が聞こえてきました。

それと、私のところもそうですけども、今、民間のアパートが上峰町にはたくさんありま
す。上峰町、私は全域を見たわけではございません。そういう全域を見て調査したわけでも
ありませんが、満室のところはかなり多いんです、上峰町の民間のアパートですね。これは、
ひよっとしたら給食無料化ということで、上峰町外にアピールされたおかげで、そういう喜
ばしい現象が出てきているんだろうかなという感覚を持っておりました。今までも持ってお
ります。

もちろんいろんな民間のアパートでも、個人でオーナーがインターネットを通じて募集し
ているところはまたちょっと別です、そういうところは別です。要は管理会社がやっている
ところですね。そういうところは、ほとんど満室のところが多いんです。私はそういう現象
というのは、あそこも満室、ここも満室といったら、今まではどっか必ず1つぐらいいあ
いておったですもんね。それがそういう傾向がどうも見られるんじゃないかということでこ
ういう質問をしましたが、要は、学校給食の無料化のことで、やっぱり生活環境の改善と
か、それから、子供を産み育てやすい環境ということで、この辺で人口増が望めるんじや
ないかということで質問をしたところです。

学校給食の無料化が提案された当初、学力向上の影響というのは、塾にいっぱい行っても
らって学力向上を図るとか、そういう教育長のお話がありましたけども、学力向上への影
響というのはまだまだ出てないんですかね、その辺のどうでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

田中議員のお尋ねで、学力向上への効果ということでございました。

現在、中学校においては、数学と英語、そういう全国学力調査などがございます。ただ、
すぐに点数が上がるという、ここはまたいろんな施策をやっています。本当、小学校の英語

教育から中学校の放課後学習、また、地域未来塾、本当に多くの取り組みをしております。また、学校現場においてはもちろん、学校の教職員の皆さんで、数学の向上とか、国語の学力向上とか、いろいろと課題を持って取り組んでいただいていますので、なかなか一概に給食の無料化をしたことによって成績が上がったというところまで検証するのは難しいと思いますが、この学力向上に、要するに、給食で負担していただいていたお金をそのまま教育費のほうに回していただくことによって、何らかしら子供たちにまた戻ってくるというふうな取り組みを保護者の皆様にさせていただきたいという思いで、そういう、最終的に学力向上につなげていただきたいという思いで取り組ませていただいております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

学力向上も図ってもらいたいなど、そういう思いを込めてのお話だったと思いますけども、要は、この給食無料化によって、私は何らかの影響が、いい方面での影響が、これは必ず出てくると思ってます。だから、そのどういうことで影響が出てきているのかというのは、これから2年、3年後には出てくると思いますけども、そういう影響、どういう影響があるんだろうかなという、そういう疑いの目でね、どういう——疑いというか、こういうことがあるんじゃないかということで、予測のもとで調査をこれからもやってもらいたいと思います。そういうお願いをして、この項の質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、給食無料化による効果検証の考えはについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

田中議員の質問事項2、学校給食無料化についての要旨2、給食無料化による効果検証の考えはという御質問にお答えをいたします。

学校給食への全額補助の目的は、さきに御質問でも御案内しましたとおり、保護者の教育費の負担を軽減し、家庭生活環境の向上と安心して子供を産み育てやすい環境づくりを支援することとしております。

この効果の検証方法の一つとしては、まずもって、転入による児童・生徒の増、これが指数になると思っております。また、ほかにもいろいろな検証があるということで、先ほども御案内いただきました。

このように、いろんな方向からこの学校給食の無料化に伴う効果の検証について、今後、アンケートによる効果検証を行っていきたいというふうに思っています。

以上です。

○3番（田中静雄君）

給食無料化による効果検証はやっていきたいということ、御答弁だったと思います。これ

は私もぜひ期待をしております。大体いつごろに、大体何年後ぐらいに検証効果を正式に表明されるんですかね。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

効果検証の時期はということで御質問いただきました。これについては、2つやり方があるろうかと思います。

まず、私どものほうで行うことができるアンケート、また、コンサル等によって正式に数値として効果を求める方法、そういうやり方があるろうかと思います。まずもって、私どものほうでは、保護者の皆様に年度末等にアンケートについて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

前向きな答弁をいただいて、ありがたく思っております。要は、人口減少というのが日ごろから問題にされております。この学校無償化によって転入者がふえて、そして、人口減少に歯どめがかかるような状況になってもらいたいと、私は自分で思っております。

それで、要望として、私のお願いとしてこれから言いますけれども、転入者がふえる、その受け皿、もちろん学校給食の無料化はもちろんでございますけれども、空き家対策、これもやっていかにやいかん。転入者が上峰町に入ってこられて、それで、新築をされたときのいろんな助成、それから、固定資産税はもう何年間かの無料化とか、いろんなやり方があると思いますけれども、要は、一時的に入ってこられるんじゃないなくて、子供がある程度育ったら外に出ていかないようにと言ったらちょっと語弊がありますが、できるだけ上峰町に住んでもらいたいでもんね。そういう考え方からいくと、要は、上峰町に住んでもらうために、いろんな上峰町としての、もちろんインフラ整備も含めますけれども、整備をこれから段階的にやってもらって、確固たる上峰町を築いてもらいたいというふうに思っております。

特に住民課長さんにもお願いをいたしますけれども、人口増については、目を通らせてもらってですね、もう詳細に分析できるような、そういう結果を期待しております。この要望を伝えて、私のこの項についての質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、総合戦略「しごと」づくり、質問要旨、農業関連技術拠点の誘致現在の進行状況は（農業関連企業の誘致・バイオマスエネルギー産業の誘致）について答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、質問事項の3、総合戦略「しごと」づくりの要旨の1、農業関連技術拠点の誘致現在の進行状況は（農業関連企業の誘致・バイオマスエネルギー産業の誘致）について答弁をしたいと思います。

このことにつきましては、総合戦略の柱の一つである「しごと」づくりとしまして、関係企業等の動向について情報収集を行うとともに、進出意欲のある企業等からの相談に対しては、積極的に対応するようにしております。

具体的には、私が着任をして以降、これまでにバイオマス関係や農業関連の研究施設など、複数の問い合わせを受けております。いずれも現状としましては、民有地とのマッチングとなりますので、対応としては、物件情報の提供などの対応となっておりますが、一部案件につきましては、候補地の地権者の御意向をお伺いしたり、また、これはバイオマス関係でございますが、県外のバイオマス関連の事業所を視察、ヒアリングといったこともしておりますが、残念ながら、これまでまだ具体的には誘致にまでは至っておりません。しかしながら、引き続き、今後とも県の企業立地課や不動産業者等からの情報も収集をしながら誘致に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

端的に言って、まだ具体的にはなっていないということだろうと思います。私はもうそろそろある程度形が見えてよさそうなもんだけどなど自分では思っておりますので、こういう質問をしました。

それで、先ほど来、振興委員会のほうで沖縄のうるま市というところにバイオマス工場ですね、企業を見てまいりました。そこを見てきましたけども、上峰町の、例えばバイオマスエネルギー産業の誘致ということであっておりますけども、上峰町のバイオマスエネルギーの基本的な考え方というのは、要は、原料となるものですね、それが、木質系の廃材といますかね、建築業の廃材とか、それから樹木なんかもあるけども、そういうやつを利用してのバイオマスエネルギー産業の誘致なのか、それとも、家畜などの排せつ物を利用してのバイオマスエネルギー産業なのか、それから、生ごみとか生活廃材といますか、そういうやつを利用してのバイオマスエネルギーなのか、私はわかりませんが、上峰町の取り組んでいるバイオマスエネルギー産業というのは、要は、木質とか田畑から出てくる廃棄物、それらを利用してのバイオマスエネルギー産業の誘致だろうと思いますけども、これで間違いないですかね、どうでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

本町のバイオマスの事業の誘致について、どのような形態、原料を想定しているかという、このようなお尋ねであったかと思えます。

これまでに事業者のほうからお尋ねをいただいた案件としては、木質のバイオマスでございましたが、特段、木質に限定して考えているわけじゃございませんで、先ほど議員おっしゃったように、バイオマスもさまざまな形態ございまして、ごみ処理場の汚泥であるとか、あるいは食品工場等から出ます汚泥ですね、あるいは農業の家畜等のふん尿、そうしたもの

もバイオマスの、これは原料となりますので、そうした幅広く、特段、木質に限定して考えているわけじゃございませんで、幅広く誘致企業は対象として誘致に取り組んでまいりたいと思っております。

○3番（田中静雄君）

木質だけじゃなくてあらゆる、ごみとかですね、家畜の排せつ物とか、廃油なんかも含むんでしょね。そういうあらゆるもののバイオマス企業の誘致を考えているということだろうと思います。

実際にはどうかと思いますけども、例えば家畜の排せつ物、それから生ごみ、それから特にそういうやつですね。非常に集じん効果とか、いろんな悪臭とか、いろんな今発達しておりますので、そういう心配はないと思うけども、やっぱり上峰町民としたら、町民の方たちというのは、例えば家畜の排せつ物なんかを利用してメタンガスを発生させると、そういうやつのバイオマスエネルギーというのは、そういうことが出てくるということになると、非常に反対意見というのかなり出てくるんじゃないかと私は思っております。

沖縄県のうるま市を見てきましたけども、そういう排せつ物とか、そういうバイオマスエネルギーがまだまだのようでございます。それで、木質系の、それから田畑からとれる農産物の廃材——廃材というかね、残骸というかね、残滓というかね、そういうやつをしての利用というのは、まず、第1番目に上げられると思いますけども、そういうことについて、例えば木質の材料を集めるというたら、上峰町だけじゃとてもやないけども、原料としては不足すると思います。広域にわたって集めてこなきゃいけない。広域にわたって集めるということは、それだけ送料がかかってくるわけです。

それと、民間からの排出物を企業が買い入れようとする、一般町民の方が木質の材料を持ってくるときには、お金を払わにゃいかんですね、払います、企業がお金を幾らか取るんです。ということになると、余りその入荷する、その持つてくるのに、持つてきたけども余りお金を高く取られるようであつたら企業としてはやっていけない、非常に経営が苦しくなってきます。それと、あんまり高く取ると、今、中原にある、あそこに木質系のやつも残骸を持つていきますけども、あそこに例えば持つていく料金よりも高くなるということになると、あそこは高いけん持つていかんという、そういう弊害も出てきますんで、安いほうがいいわけですね。ところが、企業としては高いほうがいいんです。搬入料金としては高いほうがいいんです。非常にその、どの辺がいいかというのは非常に難しいと思いますけども、まず、それよりも、その原材料を確保するということが第一条件なんですね。広域にしていかにゃいかん。そのために、上峰町はこれだけの資源がありますよということをバイオマスエネルギー産業の企業に納得してもらう、説明するための材料として、これだけの資源がありますよ、コンスタントにこれだけが入ってくる可能性がありますよということで企業誘致をしていく必要があると思いますけども、上峰町でどれぐらいのそういう資源があるのかど

うか。もちろん規模によると思いますけども、そういうことまで把握されているのかどうか、お伺いをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

田中議員から、バイオマスの原料の確保が重要になるということでのお尋ねでございました。

確かに木質に限らずですが、材料の確保というのは非常に重要な課題になってまいります。

以前お尋ねがあった木質バイオマスの案件におきましては、県内、町外ではございますが、とある森林組合のほうでまとまった間伐材等が供給できると、こういった話がありましたので、町内に立地を検討される事業者の方には、それをお示しをして、あわせて立地を検討をしていただいたという経緯がございます。ただ、その案件につきましては、原料は確保はできていたんですが、土地の確保の部分でだと思いますが、これは推察の部分もございまして、土地の確保、賃料あたりがですね、その企業の収支のシミュレーション上ですね、ちょっと合わなかったんじゃないだろうかというような、ちょっとそういった話も漏れ伝え聞いておりましてですね、さまざまな課題があるとは思いますが、いずれにしましても、この原料の確保は、どんな形態であっても必要な事項になりますので、町内に限らず町外にまで、廃棄物処理業者あたりが実際はそこで扱っていらっしゃるものの中で、原料としてどのぐらいのものが使えるかどうかとか、そういった話になってくると思いますので、町外まで含めてアンテナを高くしながら、原材料としてどういったものがどのくらいあるのか、こういったことについても情報収集をしながら誘致に当たっていきたく、このように考えております。

○3番（田中静雄君）

原材料については、森林組合のほうからのお話もされて非常にいいことだと思いますけども、バイオマス、私、ちょこっと耳にすることがありますけども、バイオマスエネルギーのことについては、どうもあんまりよくないらしいよというようなお話を町民から聞きます。町民の間から聞きますけども、そんなことなかるうもんで、そういうことで言っておりますけども、この件については、これからもいろんな企業が求める条件というのは行政のほうで勉強してもらって、それで、具体的に町民にお示しができるような体制づくりをやってもらいたいと思います。

相当時間が余りましたけども、以上で質問終わりますけども——もうちょっと終わりませぬけど、もう一つ、農業関連企業の誘致というのはどうなっておるんでしょうかね。その辺もひとつ御答弁をお願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

農業関連企業の誘致についてのお尋ねでございます。

このことにつきましては、生産法人のみならず、農業機械メーカーですとか、あるいは

I C T等を活用した農業の生産性の向上等に取り組むような、そうした企業も視野に入れておりますけども、まだちょっと実績としては出ておりません。しかしながら、今現在作業を進めております道の駅、こうしたところでは、直売所であるとか加工所、こうしたものも整備ができればというふうに思っておりますので、そうした整備ができればですね、関連の事業者、企業さん、そうしたものの誘致というものも後押しになってくるのかなというふうには思っております。

いずれにしても、そうした条件を踏まえつつ、企業さんの動向も注視をしながら、引き続き誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

農業関連企業の誘致というのも、また具体的には姿が見えないようでございます。私は、地方創生の基盤というのは、企業誘致、そして雇用をすること、これが私は上峰町の地方創生の基盤だと思っております。

そういう面から言いましても、農業関連企業の誘致、バイオマスエネルギー産業の誘致、それから、もちろん道の駅もですけども、ぜひとも実のあるものになってもらいたいと、私の要望を伝えて、大分時間は余りましたけども、質問を終わります。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

これで3番田中静雄議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後4時21分 散会